

平成29年 第3回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成29年 9月14日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	農林水産課長	佐々木	千明
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	田中	秀喜
教育長	村尾	秀信	建設課長	山崎	龍一
総務課長	八幡	哲	大規模事業課長	河北	尚夫
会計管理者	池田	賢一	総務学校教育課長	池田	茂良
企画財政課長	渡部	誠	生涯学習課長	中林	眞
税務課長	藤木	正英	布施支所長	竹本	久
町民課長	名越	玲子	五箇支所長	金坂	賢一
福祉課長	長田	栄	都万支所長	佐々木	義直
保健課長	平田	芳春	危機管理室長	吉田	篤夫
環境課長	藤川	芳人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観光課長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋
定住対策課長	鳥井	登			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	野津	浩一	事務局長補佐	中村	恵美子
--------	----	----	--------	----	-----

議事の経過

○議長（石田茂春）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、12番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮 陽一）

第3次行財政改革の推進について

始めに、第3次の行財政改革の推進について質問をしたいと思います。具体的には公共施設の適正配置について、特に、高齢者福祉施設の民間法人への譲渡について、町長の本気度を伺いたしたいと思います。

質問の前に、少し、これまでの行財政改革について振り返ってみたいと思います。

町村合併は、究極の行財政改革ともいわれておりますが、平成16年10月に合併して13年が経過しようとしております。

合併後も持続可能な行政運営が出来るようにと、平成17年10月に第1次行財政改革大綱

を策定して以来、第2次、第3次の大綱を策定して、これらに基づいて行財政改革に取り組んできたことは既に承知のとおりであります。

その大きな柱は、①行政の効率化・スリム化、②事務事業の見直し、③財源の確保、④財政指標の改善、⑤広域行政の見直しなどであります。

現段階でも、未だに解決が出来ていない項目も多少存在していますが、行財政改革の大きな成果(効果額)としては、職員の給与カット、早期退職を推し進めたことによる人件費総額の削減がほぼ9割、このことが最も大きな改革ではなかったでしょうか。町当局は改革だったと評価はしていると思いますが、私は、職員を犠牲にした改悪だったと、今でも思っております。

ここに、本年3月に配付された「新町建設計画実施状況結果報告書」があります。

この中に、本町の合併当時から見た数値の比較が掲載されておりますが、合併当時の職員数は349人で、現在は267人、82人が削減されております。職員数を削減した結果、人件費総額、特に職員給与は、合併当時は17億6,000万円ですが、現在は約13億9,000万円となっており、3億7,000万円減少しており、単純に計算すると、この13年間の効果額は約25億円から30億円ぐらいにはなるだろうと推定できると思います。

そして、起債残高(借金)は約332億円あったものが221億円となり111億円の減少、一方、基金は21億円しか無かったものが56億円に、35億円の増額となっております。勿論、これらは改革の一部であり、行革の当初計画から見ると項目的には、ほぼ完了したと思っているところではありますが、総合振興計画を実施していくためにも、更に改革を進めていかなければならない項目が存在しているのも事実でありますし、引き続き、現在の第3次計画を推進すべきであります。

それでは早速、質問ですが、平成27年8月に策定されました「第3次行財政改革大綱」の具体的な取り組み方針の中に、「効率的な行政運営の推進と質の高いサービスの提供」という項目があります。

そして、1番に事務事業評価システムを活用した事務事業の見直し、2番に民間活力の活用 of 推進、3番目に公共施設の適正配置とあるのは承知のとおりであります。特に、公共施設の適正配置については、「施設の廃止・民営化、また、施設の有効利用を図れる民間業者への譲渡等についても検討を進める。」とこのように記載があります。しかしながら一向に具体化されてないのが現状ではないでしょうか。

福祉施設の民間への譲渡について第2次行財政改革の報告では、平成22年度では、福祉施

設の民間への譲渡について検討すると書いております。平成24年度では、譲渡について、現指定管理者との協議及び課題の整理を行ったと、このような評価がございます。平成25年度では、再度、指定管理者を選定し、譲渡については更に時間をかけて検討する。そして平成26年度では、国の報酬等が減額される状況下において、譲渡について積極的な法人は無いが協議は継続すると、このように総括しております。

そして、最終的な総括の中では福祉施設の譲渡について検討中であり、継続して取り組んでいく必要があるとあります。そういうことから、公設民営の高齢者福祉施設の民間への譲渡は急ぐべきであると考えております。

町長はこのことについて、どのように進めていく考えなのか、町長の本気度を伺いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、高宮陽一議員のご質問にお答えいたします。

まず分割質問一点目の「公設民営の高齢者福祉施設の民間への譲渡は急ぐべきであり、町長はどのように進めていく考えか」についてであります。高齢者福祉施設の民間への譲渡につきましては、議員仰せのとおり平成17年の第1次行財政大綱策定時から、施設の有効利用を図れる民間業者への譲渡等について検討を進めるとされております。

福祉施設の民間への譲渡は、町の経費節減と民間事業所にとりましては、指定管理者制度の枠を超えた独自の事業展開と法人経営が出来ることからサービスの向上が期待できることをメリットとして、町の指定管理を受託されている各法人と施設の譲渡について協議してまいりました。

協議の中で、各法人からは3年毎に介護報酬が減額改定される中、大規模な修繕や改修費用について経営見通しが立たないこと、介護保険制度も平成12年度に創設され、その制度のサービスを展開する目的に作られ、設立まもない法人が多いことから資金力も乏しいこと等、各法人の収支決算を確認しながら協議してきたところでございますが、現状では、高齢者福祉施設の民間への譲渡は困難な状況であると考えております。しかしながら引き続き各法人との協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○12番（高宮 陽一）

少し再質問したいと思います。

今、町長の方から「現段階では困難だと、しかしながら検討を進めていかなければならな

い。」ということでございますが、ちょっと私の方から考えますとちょっと後退した答弁だなど。行革であれだけ重要課題の中に含まれているものを「現在は困難だ。」と言うのは、いささか町としては行革に対する本気度が無いと、このように思わざるを得ません。と言いますのも、本当に町がこれからの大規模、役場庁舎も含めてペレット工場でありますとか、防災無線など、こういったことを整備していくと、この地域の財政計画では本当に将来厳しい状況になっていくと、先般報告があったとおりでございます。

そういったことから考えますと、できるだけ行政も身軽になっていかなくてはならない。そして、民間でできることは民間でしっかりやっていただくということが、私は大事ではないかと思えます。そして、介護報酬が確かに下がるというのは、これは介護保険が入ってからそういったことになるわけですが、もともと合併前に町村が、それぞれ地域における高齢者をどう対応していくかということを生懸命考えた結果、作ったところで、旧西郷の場合にはある意味では共生学園にお世話になって、そういった施設は作ってないわけですが、都万・五箇にしても定員30名ですか、そういったことで小規模な施設を作ったわけですが、介護保険が入る前は措置費ということで規模の小さい施設は単価が高かったわけです。介護報酬が入ったことによって単価が統一されたから、ある意味では小規模は本当に厳しくなると、逆に定員が多い所はそれよりも単価がよくなったということが、この介護保険導入後の結果だと私は思っております。

そういう中で私は、昨年からの法人への修繕費の状況を調べてみますと平成28年度が空調施設の整備等で2,700万円の修繕費を提出しております。本年度も空調設備でありますとか屋根の改修、スプリンクラーもあります。これは法が改正になったためにどうしても設置をしなければならないことなので止むを得ないことだとしても、施設が古くなってきて修繕費もよく掛かっておりますし、29年度では約8,000万円、そういった予算が計上されております。

このように、段々と修繕費・改修費も膨らむわけですが、町長ご存知ないかも知れませんがそれぞれ基金を持っているわけですが、その法人も基金を持っている所もありますし、持ってない所もあります。そういう厳しい状況であるなら、なおさら法人も逆に統合ということを考えながらしっかりと施設を運営して行くということが、私は大事になろうかと思っております。そういう意味で、少し後退するような町長答弁であったのですが、先ほどから私が申し上げるようなこともひっくるめて、もう少し前向きな、町のこれからを見据えた上で答弁をいただけたらと思っておりますが、如何でしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

高宮議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

まず、行財政改革についての考え方、引き続き実施していかなければならない。また、福祉施設に対する譲渡についても、高宮議員の仰せのとおりだというふうに思っております。

ただ、私の発言が「後退」という捉え方をされたようで、大変私の言い方も不十分だったと思っておりますが、私は民間譲渡はして行かなくてはならないという方針に変わりはありません。ただ正直な話し、今の現状を述べさせていただいたところでありまして、各法人の資金力が乏しい中、まだ譲渡するに具体的な方法はありはしないか、こういった形で譲渡すればいいのか、その部分に町として支援をしてでも譲渡しなければならないのか、いろんな選択肢を考えておりまして、むやみに譲渡するために思案をすればいいのか具体的な案を担当部署と検討しておりまして、今後の第3次行財政改革の計画の中、譲渡をするという柱を立てておりますのでそれに向かって積極的に考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○12番（高宮 陽一）

町長からしっかりと取り組んでいくということが聞かれましたので、次の質問にいきたいと思います。

先ほどちょっと申し上げましたが、社会福祉法人の一本化についてでございます。

民間の法人についてとやかく言うのは大変失礼かとは思いますが、これらの法人が、当時、行政主導で設立されたと記憶しておりますので、あえて質問したいと思います。

現在、五箇地区や都万地区にあります特別養護老人ホームやデイサービスセンター等の公設の高齢者福祉施設は、それぞれの福祉法人が指定管理者として運営しておりますが、先ほども申し上げたように、これら法人は旧村時代に設立された法人であり、行政主導で設立したものと認識しているところでございます。

行政の財政状況が厳しくなってきたこともあって、将来のために役場は合併して町村長は一人となりました。あえて副町長も含めれば8人が2人になったということです。議員は45名いたものが現在16名でございます。そして、社会福祉協議会や農業公社も合併してスリムになったのに、何故、行政主導で設立して公設の福祉施設を運営している福祉法人を合併しないのか、統合しないのか、そういった指導をしないのか、私は当初から疑問に思っておりました。

五箇地区には、愛宕会とふれあい五箇の2つ法人があり、都万地区には、高田会がありま

す。それぞれの法人が先ほどもありますように、いろいろと運営が厳しいというのであれば、やはり役場が町村合併したということもひっくるめて役職員が配置され経費も膨らんでいるでしょうから、そういった部分でやはり合併を考えるべきではないかと私は考えます。平成28年度の決算状況を見ても赤字決算となっています。それだけ厳しいわけです。厳しければ厳しいほど弱い所が一つになってやっていくのが、運営的には楽ではないかと逆に考えるところでございます。

また、法人の所有している基金を見ても、施設整備や修繕のための基金、退職給付の引当金の基金など目的を持った基金があったり、なかったりの状況でありまして、これはまちまちであります。

役職員の削減など、効率的な運営を目指すためにも、また、公平な住民サービスを確保する点からも行政主導で設立した法人は統合すべきと考えますが、町長の考えを伺いたと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の高宮議員の「行政主導で設立した法人は統合すべきと考えるが、町長の考えは」というご質問についてお答えをいたします。

議員のお考えは、私は十分理解をしております。しかしながら、社会福祉法人につきましては、社会福祉事業を自ら企画経営する団体であることから、行政主導によって合併させることはできないし、してはならないと考えております。

しかし、議員のご心配のとおり、3年毎に介護報酬が減額改定されていること、そして、本町の高齢者数は今後徐々に減少が見込まれ、介護従事者不足も今後益々深刻になると思われる中であって、小規模の介護福祉法人では、経営やサービスを継続することが困難になってくることも予想されます。

町といたしましては、高齢者の介護サービスがいつまでも提供可能となるように、法人の経営状況を確認しながら、法人合併について、各法人から町の指導や調整への相談や依頼がございましたら支援をしていく考えでございますので、ご理解をお願いいたします。

○12番（高宮 陽一）

ただ今答弁をいただきましたが、私は町長の本音を聞きたいということで質問をしております。

先ほど、町長の答弁の中に「社会福祉事業を自ら企画経営する団体である。」と確かに団体的にはそうでしょう。しかし、例えば共生学園であるとか博愛のように自分の資産を投げ打

って作った法人ではないわけですよ。変な意味で言えば、役職員に役場を退職したOBを迎えたり、法人自体が自分のものになっていないと思っております。ですから、介護報酬が減額されて厳しい、そういう中で合併は難しいとか、受け皿になるのが難しいとか、これは甘えなんです。何かあれば役場がやってくれるという、こういう表れではないかと思っておりますよ。

法人をしっかり運営する意味では、本当に私財を投げ出して作ったところなら一生懸命やりますよ。だって3つの法人で理事長が3人おれば1人になれば経費がそれだけ浮くわけですし、役職員の手当にしたってそれだけ経費が少なくなるわけで、そして、それを職員に還元してしっかり人材を確保すればサービスも向上するでしょう。そういうのが私は現実ではないかと思っております。

介護報酬が削減をされているということですが、来年4月からは若干また上がるようですね、今改定が言われております。そういったことからすれば、町長の「社会法人自ら企画経営する団体だから難しい」ということではなしに、今朝も少し話しておりましたが、合併協の時にいろんなしわ寄せもあるがみんなが“島を一つ”に頑張っていかななくてはということから合併をしたわけです。そういったことを考えますと、この小さい地域の中で公設で始動した法人がバラバラあるのも私は如何なもんかと思うのです。

介護保険が始まって、最近は何にいろんなディサービスとかグループホーム等、みんな個人でやっております。一生懸命努力をしております。そうすると、私はこの3つの法人は何とかして一本化して、スリム化をしてこの島のために、そして高齢者のために人材を確保しながらサービスを提供していくという姿勢が必要ではないかと。いつまでも自分の地域のことを守っているような状況ではないと、私はこのように考えます。

やはり、法人を町の指導で「いつまでもそういう状況では町も支援できない」と、しっかりと担当課の方も法人をカバーするとかそういうことではなしに、将来の役場の財政状況を見た時もいつまで支援することはできない。できるだけ早く合併して自立していくよう指導していくべきだと私は思っております。

このことについて、少し町長の考えがあれば、本気度で聞かせていただきたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

特に指摘をされております3法人についての統合という点につきましては、私個人的にはそうあっていいのではと思っております。

これら法人の皆さんにつきましては、法人間で協議をしているということも状況を確認をし

ておりますが、結果がそういった合併に至っていないということも伺っています。高宮議員がおっしゃる点でございますが、私は指導ということではなく、これら法人の話し合いの中には入っていくよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○12番（高宮陽一）

話の中に入って行きたいということですが、町長も知っていると思いますが、それぞれの法人がどのくらいの基金を持っているか承知ですか。先ほどちょっと言いましたがバラバラですが、例えば多い所では3億4,000万円ばかり持っています。もう一つの法人は1億4,000万円、もう一つの所は9,900万円ぐらいということで、それぞれ基金といいますか、力にもバラツキがあるわけです。そういう状況の中で一緒になるというのは、今まで努力をして基金を貯めてきたというところもあるでしょうし、難しいとは思いますが。

先ほどから再三申し上げますように、町がもたないと。財政課長は下を向いてますが。「中期財政計画」でも4年、5年先には、それなりの改革をしなければならないという状況で、頭を痛めていると思いますが、そういう状況から考えますと、「行政も努力するけど民間も努力してもらいたい」と、このことが、この隠岐の島町全体が、これからそういうふうに向くべきではないかと私は思います。

今までは確かに行政が一生懸命頑張って引っ張ってきたと。そうは言っても、場合によっては役場が何とかしてもらえないのではないかという感覚があらうかと思っておりますので、町長は話の中に入っていくということですが、担当課もひっくるめて少し積極的にこちらから話を持ちかけるなり、まだできない相談もできるとか、そういう中でできるだけ早くそのことが実現するように、町の財政状況もひっくるめて話をして行くべきではないかと思っておりますけども、今一度、町長のお気持ちをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

高宮議員のおっしゃる最終目的といいますか、法人の統合のみならず最初の質問から始まった「行財政改革」をしっかりとやって行くべきだというふうに改めて捉えております。

先ほどございましたように4、5年先には必ずそういった時期も来ますので、今から改めて「行財政改革」で方針・計画を立てた事項について関係部署と積極的に取り組んでいきたいと、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○12番（高宮陽一）

終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、高宮 陽一議員の質問を終わります。

次に、2番：村上 謙武議員

○2番（村上 謙武）

それではこれから事前通告に基づき一般質問を行います。質問に入る前に、まず地方自治の本旨である「住民自治」ということについて今一度事前に確認しておきたいと思っております。

住民自治というその意味は、地方自治というものは住民の意思と責任に基づいて行われなければならないという意味であります。そのためには住民の政治参加が不可欠でありますし、民主的で公正な自治体の運営が行われなければならないのは当然のことです。そのためには、行財政運営の実態が常に適正であり、かつ住民にとって理解容易な形、つまり分かりやすい形で、行財政運営に関する情報が適時に開示されている必要があるということになります。このことが、地方自治を行う上での根本的な要件であるということをしっかり踏まえながら、行政組織の改革と職員の意識改革の必要性について質問に入りたいと思います。

隠岐の島町の“まちづくり”の最上位計画に位置づけられている「隠岐の島町総合振興計画」は平成20年9月に策定され、そして、町民に対して広く周知されてから約9年余りが経過したところでございます。「総合振興計画」の内容については皆さまよくご存じのように、“まちづくり”の基本となる3つの大きな基本目標を設定し、その下に8つの基本方針が策定され、それら8つの基本方針の基に32の基本施策が策定されているわけです。しかし、これらの32の基本施策の実現に向け、果たして毎年度適切に事業計画が策定されているのだろうか、そして更に、総合振興計画に基づき、どの程度“まちづくり”が進んでいるのだろうか、いろいろな疑問を感じているところであります。

町のホームページを検索しても、総合振興計画に関する適切な情報提供がなされていないということで「総合振興計画」の進捗状況が、私も含め多くの町民にも見えて来ない、分らない状況であるというふうに強く感じているところでございます。

そしてまた、平成27年11月に策定された、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実施状況に関しても、具体的な実施状況に関する情報の公表は見当たらず、進捗状況が見えない、分からない、という同じような状況にあると思っております。

このように、「総合振興計画」や「総合戦略」に関する取り組み状況や進捗状況が見えない、分からないというその最大の理由は、先ほど述べましたように、「総合振興計画」、「総合戦略」

の実施状況に関する適切な情報を常時手に入れることができない。つまり、町のホームページで見ることができないという現状があるからです。

もう少し具体的に言いますと、この「総合振興計画」を基に作成される5年間の「総合振興計画実施計画」が策定されているはずですが、これが公表されておりません。どのような実施計画なのか分からないということです。そして、総合振興計画の施策や、基本事業、これらについての評価が毎年度適切に行われているのかどうか、これについても公表がされておらず不明であります。更に、とても重要な「中期財政計画」これについても、これらの詳細な計画内容をまとめた資料の情報公表がほとんどなされていないという状況であります。

本町は平成18年3月に「隠岐の島町まちづくり基本条例」を制定し、“まちづくり”に関する規定を条例で定めております。そこで、今の“まちづくり”の取り組み状況を「まちづくり基本条例」に照らし検証してみると、「まちづくり基本条例」の基本原則である「町民と町は、情報を共有し“まちづくり”を進めます」という基本原則が守られていないのではないか、また、「町は、まちづくりに関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公開しなければならない」という、「まちづくり基本条例」第6条の情報の公開の規則も町は遵守していないのではないか、そして、町は条例違反と言われても仕方ない状況を自覚せず、改善しようとはしていないのではないか。

つまり、「まちづくり基本条例」第1条の「町民主体のまちづくりを推進する」という条例の基本理念とは、ほど遠い状態であると私はそう思っております。

町長はじめ執行部の皆さま、もう一度この「総合振興計画」や「総合戦略」を策定したときの原点に立ち戻り、真摯に考えて見るべきではないでしょうか。そうすれば、もっと優先的にやるべき重要な施策や、毎年度の事業計画、それらの事業評価・検証作業・事業の見直し作業、そして町民に対する情報公開、説明責任など、やるべき大切なことがたくさん見えてくるんじゃないでしょうか。

地方分権の改革が本格的に始まってから約17年が経過いたしました。国や県からの権限委譲が進み自治事務が大幅に増え、自治体職員に対しても、高い政策立案能力、事務処理能力が求められる時代となりました。自己決定・自己責任の原則のもと、自治体の力量次第で地域の経済発展や“まちづくり”に大きな差が出てくる時代になったという強い危機感を、職員全員が持つべきではないかと私はそう思っています。

以上いろいろ批判的なことばかり述べてきましたが、私は、ここ数か月、行政現場を身近に見てきて、特に役場組織の改革と職員意識の改革が喫緊の課題ではないかとそう強く感じ

ているところでございます。

そこで町長に伺います

町長自身、地方自治体の首長として、行政組織改革と職員意識改革の必要性について今どのような見識を持ち、平素、行政の指揮をとっておられるのか改めて見解を伺います。

次に、「総合振興計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の残りの期間が2年半となつてまいりました。それぞれの施策の目標達成に向け、現状の組織体制のままで、それらの目標達成できるという見通しを持っておられるのか。また同時に、町民の理解を得られるような“まちづくり”は現状の組織体制のままで、今後着実に推進できるという見通しをもっておられるのか、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員のご質問にお答えいたします。

まず、分割質問一点目の「行政組織改革と職員意識改革について」のご質問にお答えいたします。

一点目の「その必要性についてどのような見識を持ち、行政の指揮をとっているのかについて」であります。行政組織改革につきましては、私も必要性はあると考えています。行財政改革の視点を忘れることなく、より良い住民サービスが提供できるような組織を現在、行財政改革推進本部で平成30年4月に実施できるよう検討しているところでございます。

次に、職員の意識改革につきましては議員ご指摘のとおり、高い政策立案能力や事務処理能力が求められることにつきましては、私も同感であります。常々私は、一つ目にもっと地域に出かけて町民の皆さまと話をすること、二つ目に地域の現状を把握し、問題点を見つけ、それを解決するためにはどうすればいいのか、そのための企画能力を身につけること、そして三つ目に節減のための行革ではなく、メリハリのある行革に心がけること、この三点を職員に指示しております。今一度これを徹底し、私が先頭に立って地方創生の時代を切り開く、“まちづくり”を進めてまいります。

二点目の「総合振興計画、総合戦略の目標達成に対する見通しと、その組織体制について」でございますが、「総合振興計画」は、現在、目標達成に向け取り組んでいるところであり、課題等分析しながら「次期総合振興計画」策定において、反映させてまいりたいと考えております。

「総合戦略」につきましてもそれぞれの基本目標に沿って各事業を実施しているところでございます。

「人口ビジョン」に決めました人口目標値に対しましては、現在中途ではございますが、昨年度、社会動態におきまして、町村合併後はじめて転出者を転入者が上回る、転入超過となりました。想定しています「将来人口の推移」よりは、減少傾向が鈍化しておりますので、今後も自然動態も合わせた、人口数値に注視し、分析しながら、施策を推進してまいりたいと考えております。

また、組織体制につきましては、先ほど申し上げましたとおり改革は必要であると考えております。現在「総合振興計画」と「総合戦略」を担当する課が別々でございますので、これを一つの課で担当し、強力に“まちづくり”が推進できるような体制が取れないのか、現在、行革本部会で検討しているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村 上 謙 武）

ただ今、町長の方から「職員の意識改革について」答弁をいただきましたが、私は現実的な視点から少しズレているのではないかと思いながら答弁を聞いておりました。と言いますのは、今回私がこの意識改革について見解を求めたのは、今年3月に「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」が策定され、ホームページ上で公表されました。しかし、この「公共施設等総合管理計画」の策定については、3年前の平成26年4月22日付けで「策定にあたっての指針」という通知文と一緒に、総務省の方から全国の自治体になされたものであります。つまり策定要請があつてから約3年経って、やっと計画書が出来上がったということであり、この例一つとっても、事務処理が非常に遅いと言うか、迅速に対応していないのではないかと、そう感じたところでございます。

また、策定された総合管理計画の内容をみますと、隠岐の島町が現有する公共建築物が全部で265施設もあり、もし仮に、これらの建物を30年先まで現状のまま維持・更新を行っていくとしたら、毎年約15億円近い費用がかかるという試算が出ております。同じく道路・橋等のインフラ整備については毎年約17億円近い費用がかかるということで、現有の公共施設等の維持管理にこれから毎年、トータルで32億円以上の費用がかかるという驚くべき試算が出ております。

そうであるならば、265の公共建築物一つひとつについて、データを集め再度現状確認をしっかりと行い、今後これらの公共施設を維持するべきか、廃止するべきかという基本的な方針について、客観的判断資料をもとに基本計画、実施計画案というものを、平成26年度からこの3年間の途中で既にその作業をし終わっていなければならないのではないかと、私は思っ

たからです。

現在のところ、公共施設等に関する情報が町のホームページで公表されているのは、建設課所管の町内に架かっている402の橋、「橋梁の長寿命化計画」に基づく個別施設計画と、30ある「町営住宅の長寿化計画」の二つの情報の公表しか、私は確認できませんでした。

また、この公有財産の整理及び有効活用については「第2次隠岐の島町行財政改革実施計画」にきちんと書かれている重要な事項でもありました。ちなみに、「第2次行財政改革実施計画」にはこう書かれております。「町が保有する公有地・施設等の財産について、公共性・地域性・設置目的・使用頻度・維持管理費など多方面から検討を加えて整理し、現状維持、賃貸、売却、統合、廃止などの方向付けを行う」という内容です。この計画は平成22年度から平成26年度までの5年間で随時実施すべき重要な作業でありました。

私が「組織改革」と「職員の意識改革」が喫緊の課題であると指摘したのは、非常に重要な問題に対しても適切な対応が遅れているなどということ、今回質問をしたわけであります。

そこで町長に再度、職員の意識改革の必要性について伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

村上議員のご指摘であります。事務処理の迅速化は職員にとって当然なことだと考えています。また、情報公開、これらの点につきましては、以前から議会はもとより町民の皆さまからご指摘をいただいているとおり、もう少しきちんとした情報公開をということで各課長との会議の中でも議論をしておりますし、今後も当然のことは当然のようにやっていかなければならないということ、改めて課長会において指示したいと思っております。

ただ、村上議員のおっしゃる「職員の意識改革」という点、この問題は当然のことだと思っておりますので、職員の意識改革というのは先ほど述べましたように、町民の元に出掛けて話し合いをすること、まず以ってこれが一番だというふうに考えております。ご理解をお願いいたします。

○2番（村上 謙武）

町長の「職員の意識改革」についての見識は、良く理解できましたので、次の質問に移りたいと思います。

「第3次隠岐の島町行財政改革大綱」とそれに基づく「行財政改革実施計画」について何点か質問いたします。

私が議員として、今一番心配していることは町の財政状況が今後、急速に悪化するのではないかとということであります。歳入が減少していく中で、財政規律を厳格に維持しながら

ら、計画的かつ長期的な視野に立ち、毎年度の事業計画を策定していくことがこれからもできるのか不安に感じております。

不安を感じる点について、何点か質問したいと思います。

平成27年度から31年度までの5年間の行財政改革についての基本方針を取りまとめた、「第3次隠岐の島町行財政改革大綱」と大綱を具体的に推進するための「行財政改革実施計画」が策定されています。今私が持っている資料がホームページで公表されております「行財政改革大綱」であります。

これを見ますと、歳入面では平成27年度から平成31年度まで普通交付税合併特例措置の縮減が続き、平成32年度から一本算定となり、将来大変厳しい財政状況のもとで町政の運営をしていかなければならないということで、行財政改革がこれから益々重要になってくることは、町長はじめ執行部の皆さんは十分承知をされているものと確信しております。

そこで、町長に伺います。

「第3次行財政改革大綱」を踏まえ、町長としてどのような姿勢で行財政改革を推進していくのか、改めて現時点での行財政改革に対する町長の見解を伺います。

私は「第3次行財政改革大綱」の中身を見て、改めて感じたことは、大綱の中に記載されているとても大切な事項が、きちんと実行されていないのではないかと強く感じております。

行財政改革大綱の推進体制についてという項目で、町民代表がメンバーとして入っております「隠岐の島町行財政改革推進審議会」という組織がありますが、この推進審議会に対して行財政改革の実施状況や実施計画について適宜報告をし、提言を受けますと大綱に記載されております。

そこで、質問いたします。

この「隠岐の島町行財政改革推進審議会」へ、実施状況や実施計画についてこれまで何回報告を行い、そして、具体的にどのような提言を受けたのか答えていただきたいと思っております。

次に、実施計画の策定と公表についての項目ですが、本大綱の具体的な項目を推進するため、できる限り目標を数値化した、分かりやすい年度別実施計画を策定し、実施の状況について公表しますと大綱に記載されてあります。

これに関しては、実施計画は策定されておりますが、ホームページ上で計画書の公表と

実施状況については公表されておられません。また、実施計画の内容に関しても、目標を数値化した分かりやすい実施計画とはなっておらず、町民が見ても具体的な計画内容を理解することが出来ないような実施計画となっております。

そこで、質問いたします。

「行財政改革大綱」に則り、なぜ、目標を数値化した適切な実施計画が作成されていないのか、また町民に対して、なぜ実施状況を公表していないのか、その理由について答えていただきたいと思います。

次に、評価の公表についての項目ですが、「隠岐の島町総合振興計画」の施策、基本事業、事務事業について評価を行い、その取り組みと評価結果を公表しますと大綱に記載されていますが、「隠岐の島町総合振興計画」の施策、基本事業について、評価が行われているかどうかは不明であります。また、事務事業の評価に関しても、「総合振興計画」の内容を反映した評価とはとても言いがたいものであります。

このような状況を見たとき、私には「行財政改革大綱」に記載されている大切な事項が、ないがしろにされているのではないかと、どうしてもそう思えてくるのですが、そこで町長に伺います。

この「行財政改革大綱」に記載されている大切な事項が、ないがしろにされているのではという、私の指摘について町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問二点目の「第3次行財政改革大綱と行財政改革実施計画について」のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「行財政改革に対する私の見解について」であります。合併後第3次となる大綱を策定し、行政を取り巻くあらゆる環境の変化に対応しているところでございます。

「総合振興計画」に掲げた町の将来像を実現するためには、町民と行政との協働による“まちづくり”を進めるとともに、これまで以上に選択と集中を徹底し、一層効率的で効果的な行政運営を継続する必要があると考えているところでございます。ただ時代はアベノミクス、地方創生及び総合戦略による人口増加に対する政策が国の主流となっております。町のために、「守り」だけではなく、行革を意識した「攻め」にも転じたいと考えているところであります。

二点目の「行財政改革推進審議会に対する報告と提言について」でございますが「第3次の大綱」の公表は平成27年8月、実施計画は平成28年3月となったため、実施状況につきましては、27年、28年度合わせて今年度取りまとめ、現在作業中でございます。推進審議会

は11月に予定しておりますことから、現在まで提言は受けていない状況でございます。

三点目の「適切な実施計画が作成されていない、実施状況を公表していないという点について」でございますが、今回の実施計画は、前回、前々回の実施計画と違い、目標を数値化したものとはなっておりません。それは、この10年間で行政として取り組むべきことは取り組み、今後は、民間活力の活用や行政のスリム化を目指したため、今回のような実施計画を作成いたしました。

また、実施状況の公表につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、取りまとめの最中ということであり、出来次第公表したいと考えているところであります。

四点目の「大綱の大切な事項がないがしろにされているのではないかという点について」でございますが、第3次の大綱は「まちづくり基本条例」に則り、町民主体による“まちづくり”の推進を掲げ、町民と町の情報共有や協働意識向上を掲げています。そういった意味では、先ほども答弁させていただきましたが、行政情報の発信や公開が不足している部分はあるように感じております。今後につきましては、情報提供の充実を図り、町民の皆さまと行政の情報の共有化を積極的に図ってまいりたいと考えているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇2番（村 上 謙 武）

ただ今、町長より答弁をいただきましたけど、「第3次行財政改革」これは「第2次」の後直ぐに受けて行われた「行財政改革大綱計画」と私は受け止めています。そうであるならば、速やかに新年度の実施状況等についても取りまとめ、公表は出来るのではないかと感じております。

私が、大綱をないがしろにしているのではないかというその表現が適切でないかも知れませんが、しかし現在の行政の状況を冷静に見てますと、どうしても場当たりの対応や将来の見通しの甘さ、条例や諸々の計画に定められた事項がきちんと実行されていない状況が多々見られるなど、根本的に業務に対する甘い雰囲気が職場内にあるのではないかという気持ちからこの「大綱」に書いてある内容をしっかり実施していただきたいという趣旨で町長に質問をしたところでございます。

町の抱える課題はたくさんありますが、この「行財政改革」をきちんとやることが町の将来にとって非常に大事なことでありと私は思っております。

この「第3次行財政改革大綱」に則って、町長に取り組む姿勢について今一度見解をお願いします。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

今一度、「第3次行財政改革大綱」に取り組む姿勢ということですが、先ほど申し上げましたように現在の町の状況を踏まえ「守り」に入るだけでなく行革を意識した「攻め」ということを言うておりますので、大綱に基づきしゅくしゅくと実施するよう課長とも協議を踏まえやっていきたいと考えております。

また、議員のご質問の中心は「行財政を」という点でもございますが、「職員の意識改革」を行財政改革の中で求められているというふうに理解しております。申し上げましたように、合併13年目を迎えておりました職員の大幅な入れ替えもございます。更に、職員が地域に出掛け責任を持って政策、企画ができるような指導、またそういった指示をしたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○2番（ 村上 謙武 ）

なれない質問で大変ご迷惑をおかけしました。

最後に、今回私が指摘をいたしました「情報公開」の件につきましては、なるべく早く「総合振興計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実施状況と評価の結果、そして「第3次行財政改革」と「中期財政計画」等の町財政に関する諸々の資料をホームページ上で町民に分かりやすく公表すべきと考えております。そうすべき“責任”と“義務”が町にはあるんだということを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（ 石田 茂春 ）

以上で、村上 謙武議員の一般質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時43分 ）

○議長（ 石田 茂春 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時55分 ）

一般質問を続けます。

次に、13番：米澤 壽重議員

○13番（ 米澤 壽重 ）

それでは、通告どおり「防災対策について」一般質問を行います。

今年7月5日からの局地的な集中豪雨により九州北部の各地で、短時間に住宅浸水や土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。また、本町においても平成19年8月の集中豪

雨により住宅一棟が全壊し、住宅への浸水や本町全域において、道路・河川・水田・上下水道施設などの被害は約7億円にも及び、かつてない大災害となりました。昨今の異常気象の現象から見ても、局地的な集中豪雨による被害はいつどこで起きてもおかしくなく、日頃からの災害に対する警戒を怠ってはなりません。行政と地域住民が一体となり、「自助」「共助」「公助」の精神で心を一つにした取り組みが不可欠となっています。まさに、災害の警戒・避難誘導・被害者への支援など、あらゆる災害に対応できる防災対策に向けた取り組みが強く求められています。そこで、想定外の災害に対応した、防災対策について質問を進めてまいります。

一点目は、防災行動計画について質問いたします。

既にご承知のように、防災行動計画は台風や豪雨による災害が予想される場合、数日前からいつ、誰が、何をするか、その役割や行動を明らかにする行動であります。現状では多くの自治体が白紙状態と言われていますが、事前の念密な行動計画により地域の災害の漏れをなくし、被害を最小限に抑えることが可能となります。この防災行動計画を早急に策定すべきであると考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

二点目は、自主防災組織づくりについて質問します。

私は平成26年第1回定例会の一般質問で自主防災組織の育成について質したところであります。本町では防災マニュアルの中でも、自主防災組織の果たす役割を明確にし、速やかな組織の結成を促していますが、現状での組織化は決して十分とは言えない事態となっています。

本町を襲った平成19年の災害を振り返り、当時の松田町長は「住民自らの自助と地域での共助の大切さを痛感し、日頃からの地域における絆を強く感じた」と述べておられます。まさに、家族や地域の人たちを守るためには地域に密着した自主防災組織の育成を急ぐべきであると考えますが、町長はどのように考えておられますかお伺いいたします。

三点目ですが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化について質問いたします。

各地域に配置されている消防団は災害が発生すると、それぞれの地域で即時に避難誘導・救助・避難所支援を行うなど、まさに中核的役割を担っています。今月3日には消防操法大会が開催されところではありますが、団員の方々の日頃の訓練成果を遺憾なく発揮している姿を目にし、改めて消防団の存在価値を実感したところであります。

本町の消防団は災害の発生など非常時に備え、あらゆる災害にいつ、どこでも即時に対応可能な体制を整えていなければなりません。しかしながら、団員は定数525人に対し487人、

これは平成 29 年 4 月現在であります、となっており体制強化を進める上で致命的な欠員が生じています。

そこで、町長に質問いたします。この欠員となっている団員の確保を喫緊の課題とし、団員の待遇改善も含め、入団しやすい環境づくりに努めるべきと考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

最後になりましたが、豪雨時に被害拡大の要因となっている流木対策について質問いたします。7 月に発生した九州北部豪雨による流木災害は過去最大級で、大量の流木が河川を塞ぎ止め、被害が拡大したと言われていています。また、本町においても平成 19 年の豪雨で大久地区では流木により県道に架かる橋の落橋による交通網の遮断が発生しました。大量の流木により被害が拡大した原因は河川上流部の間伐など手入れの行き届かない人工林であると指摘されています。

そこで、町長に質問いたします。本町においても河川上流部は杉などの人工林で覆われており、間伐などの山の手入れは決して十分とは言えない状態となっています。各河川の実態調査をただちに実施し、計画的な間伐などの山の手入れにより、流木対策を強力に推進すべきであります。

また、山の手入れによって生まれる間伐材は今本町が進めている木質ペレット事業の原料として有効活用すれば、相乗効果も期待されます。豪雨による被害の拡大を最小限に食い止める流木対策について、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、米澤壽重議員のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「防災行動計画を早急に策定すべきでは」についてでございますが、災害に対する対応は、早め早めの対応が重要となります。

本町では、昨年度に水害に関する「防災行動計画」を作成いたしまして、水位周知河川である八尾川の水位の変化による時系列の対応について島根県と共有を図っております。

また、事前の対応といたしまして、松江地方気象台から提供される防災情報により 5 日先までの大雨や暴風などに警戒が必要な時間帯について把握し、松江気象台とのホットラインによる詳しい情報を共有いたしまして、台風接近時などには、早めの自主避難の呼びかけを実施するなど、早め早めの災害対応に努めております。

更に、松江気象台長、隠岐支庁県土整備局長と私が直接連絡を取るホットラインも設けまして、迅速な災害対応に備えております。本年度は、このホットラインでつながっている松

江地方气象台、島根県及び隠岐の島町の3者により「隠岐圏域県管理河川に関する減災対策協議会」を設立いたしました。

今後、この協議会において、防災行動計画の運用と情報共有を図り、減災のための取り組みを推進することといたしております。

二点目の「自主防災組織の育成を急ぐべきでは」についてでございますが、議員ご指摘のとおり、自主防災組織の育成は重要な課題だと認識しております。

本町の自主防災組織の組織率は、24.2%と決して高くはありませんが、地域の絆は強く、元気のある地域がたくさんあり、地域の防災力は備え持つておると考えております。引き続き、地域での実践活動を重視し、防災リーダーを対象とした防災学習会の開催や地域での防災学習、防災訓練の支援を行い、地域と一緒に自主防災組織の育成に取り組んでまいります。

三点目の「消防団員の人員確保」についてでございますが、全国的に消防団員数は、少子高齢化による若年層の減少、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等から減少が続いております。

本町におきましても減少傾向にございますが、地域に根ざした消防団であり、地域の理解と支えがあり、また地元企業のご理解もあって地域消防団活動を維持しております。

消防団が益々重要な役割を担う中、今後さらに少子高齢化が進み、消防団員の確保が一層難しくなると懸念されますので、消防団協力事業者表示制度の推進、消防委員会及び消防団関係者と十分に連携を図りながら、消防団員の確保に向け努めてまいる考えでございます。

四点目の「豪雨時に被害拡大の要因になっている流木対策について」でございますが、議員ご指摘のとおり、今年7月発生した九州北部を襲った記録的な豪雨に象徴されますように、近年多発する豪雨災害時における被害拡大の一因に挙げられますのが、河川上流部の森林からの膨大な量の流木と土石流によるものであります。

このような流木等による被害を最低限度に抑制し「災害に強い森林づくり」を実現するためには、中長期的な視野に基づいた森林の適正な保全管理や基盤整備を行っていくことが必要であると考えております。

具体的な対策といたしましては、幹を太くし根を発達させることで崩壊防止機能を高めるための間伐の促進や、杉などの針葉樹に比べ根が深い広葉樹への樹種転換、あるいは、現地調査等を実施した上で、河川上流部の崩壊の危険性が高い地域には、^{えんてい}治山堰 堤などの基盤整備を施すなど、複合的な森林災害の防止対策に取り組んでまいります。

また、議員ご承知のとおり、ペレット事業の実施に併せ、従来は森林に放置されていた間

伐材を原料として有効に活用していくことも、森林災害の防止につながればと期待しているところですのでご理解をいただきますようお願いいたします。

○13番（米澤壽重）

今、答弁いただいたところでございますが、更に詳しくお聞きするために三点ほど再質問をいたします。

一点目は、防災行動計画の策定についての質問でございますが、先ほど町長は「昨年度に水害に関する防災行動計画を作成した」と答弁されてはいますが、しかしながら、想定外の災害はいつ、どこで起きるか分からず、日頃よりの万全の備えを怠ってはなりません。

平成26年8月に政府は、日本海側の各地を襲う恐れのある津波の高さに関する推計を公表しています。島根県での最大地点はこの「隠岐の島町」とのことです。約波高が7.4メートルとなっており、想定をはるかに超える津波の発生を推計しています。またこの報告によりますと、日本海側の沿岸は太平洋側と異なり海底の地形により規模の小さな地震でも大きな津波が発生する恐れがあるとの見解を示しております。“備えあれば憂いなし”津波などあらゆる想定外の災害に対応した「防災行動計画」の策定も急ぐべきであると考えておりますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、二点目の「自主防災組織の育成を急ぐべきでは」の質問に、町長は「防災意識の向上に努め、地域と一緒に自主防災組織の育成に取り組む」と答弁されています。

本町においては、既にご承知のように各戸に配布されている「防災マニュアル」の中でも“地域ぐるみの自主防災のすすめ”の表題を掲げまして、自分たちの地域を守るために活動する自主防災組織の役割の重要性を強く訴えているところであります。しかしながら、先ほど答弁でもございましたように自主防災組織の組織率は24.2%となっておりまして、残念ながら低迷した状態です。

そこで、町長に再質問いたしますが、自主防災組織の育成はそれぞれの地域の事情、さまざまな地域特性により多くの課題を抱えており、一筋縄では成果が期待できません。そこで、組織率の向上に向け具体的な数値目標を掲げ、更に前向きに取り組むべきであると考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

三点目の再質問ですが、「消防団員の人員確保」についてでございますが、答弁にありますように消防団員の減少は全国的な傾向であります。

消防団員の人員確保を進める上で、特に留意する点は企業などへの消防団の果たす役割の重要性の理解を求めるなど、防災意識の高揚に努め、入団しやすい環境づくりに特に力を注

いでいかなければなりません。

私もかつて地域の消防団に属していましたが、何よりも企業の活動への理解が必要不可欠であると、常々実感しておりました。

町長は消防団員の人員確保に向けた企業への働きかけについて、どのように考えておられるのか伺いたします。以上でございます。

○番外（町長 池田 高世偉）

米澤議員の再質問にお答えいたします。

「防災行動計画」、総合的な防災行動計画をさしておられると思います。今後、そういった分をきちんと策定してまいりたいと考えております。ただ、先日ありました「19災のシンポジウム」にもございましたが、想定外の災害、やはり防災計画がございましても各地域において避難所だけに行くのではなく、やはり各地域においてそれぞれの個々の避難場所も検討してもらいたいと、そういったことは各地域の方をお願いしてまいりたいと思っております。

そして二点目の、自主防災組織の件でございますが、所管部署に対しまして指示をし、実施していきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

次に三点目の質問ですが、地元企業につきましての考え方ですが、先ほど少し簡単に触れすぎましたが、消防団協力事業者表示制度というのがございますが、島根県におきましてはこういった企業で協力していただける所について、ある意味、入札等の点で猶予されている部分もございます。ただ、町はそういった点はやっておりませんが、今後こういった企業に対しまして消防団協力事業者表示制度を十分活用した中で、もう少し考えていかなければならないのかなと考えております。

○13番（米澤 壽重）

終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、米澤 壽重議員の一般質問を終わります。

次に、1番：大江 寿議員

○1番（大江 寿）

通告書に基づきまして、町長の「愛の橋及び八尾川橋の架け替えに向けての取り組み」について伺います。

1929年に八尾川沿いで金物屋を営んでいた藤原金市氏が行商で蓄えた私財を投じて寄贈した橋としてふるさと教育の素材、観光スポットとして存在する西町・港町のシンボルでもあ

る“愛の橋”です。

平成21年に橋梁点検を実施した際に老朽化が著しく補強も困難であることから架け替えが必要の判断がでて、現在0.5トンの以上の車両は通行禁止となっています。

車が通行できなくなってから周辺住民の努力の末、先日はドラマのロケが行われたり愛の橋の風情や思い出をテーマに夏休みのラジオ体操や子どもたちに企画させるイベントなど観光客の散歩道として話題になってきております。

しかし、このまま老朽化した橋をそのままにしておくわけにはもういなくなってきています。西町側はきれいにしてありますが、港町側では雑草が生えたり、茶色く錆びたガードレールがそのまま使われていたりで観光客等から見た目があまりよろしくありません。

我々が架け替えまでに今までお世話になった“愛の橋”に対して、今やるべきことはたくさんあると思います。町民の思い出の橋でもある愛の橋です。愛の橋は“愛”で架け替える、そのコンセプトで架け替えに臨んでほしいと思っております。

以上のことを踏まえて、以下のことについて伺います。

一つ目、過去に架け替えに向けての意見交換会が近隣住民を集めて数回ありましたが、その内容等は住民たちには伝わっていたかどうか。

二つ目、現在、車の通行ができない愛の橋だが、周辺の防災対策マニュアルは出来ているのか。またそれは近隣住民たちに知らされているのか。

三つ目、「隠岐の島町総合戦略」に観光関連施設の美化に努めるとあります。架け替えまでの愛の橋を観光スポットと考える場合、周辺の美化計画などはあるのか。

四つ目、愛の橋と並ぶ八尾川橋も老朽化が進んでいるようだが、二つの橋の補強あるいは架け替えをどのように進めていくのか、町長はどのように考えるかお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、大江 寿議員のご質問にお答えします。

まず、一点目の愛の橋の架け替えですが、「過去に架け替えに向けての意見交換会の内容は住民に伝わっていたか」についてでございますが、愛の橋の架け替えにつきましては、議員仰せのように4回のワークショップを開催し、西町・港町地区の代表者の方たちを中心に検討いたしました。「かわら版」としてその都度まとめて報告してまいりましたが、住民の皆さまにあまり伝わっていなかったように伺いましたので、改めて地域に出向き、説明するよう指示をしてきているところでございます。

二点目の「愛の橋周辺の防災マニュアルは出来ているか。また近隣住民に周知されている

のか」についてでございますが、隠岐の島町「防災マニュアル」は平成19年に冊子として、平成28年度に「防災マップ」として各世帯に配布をし、周知を図っているところでございます。

また、平成27年度から3か年をかけて、津波被害が予想される地域の津波避難計画を作成しておりまして、最終年度となります本年度は、西郷港周辺の地域を対象といたしまして、西町・港町地域についても、地域住民の皆さまが参加するワークショップを開催し、地域住民の意見を反映させ、地域の実情に合わせた地域毎の「津波避難計画」を作成し、周知を図る予定としております。

三点目の「架け替えまでの愛の橋を観光スポットと考える場合、周辺の美化計画はあるのか」についてでございますが、議員仰せのとおり、愛の橋は、その歴史やそこを通った人たちの数えきれない思い出と、また、漁村風景と人々の暮らしの匂いを感じることでできる貴重な橋であり、現在、「八尾川遊覧」や「西郷まち歩き」の貴重な観光スポットとなっていることは言うまでもありません。今後の施設整備につきましては、関係団体や地域住民の皆さんと協議を重ねながら進めてまいります。

四点目の「愛の橋と八尾川橋の二つの橋の補強あるいは架け替えをどのように進めていくのか」についてでございますが、工事の順番は、始めに八尾川橋を通行可能な状態で橋脚の修繕を2か年程度で行い、その後愛の橋の架け替えを行うこととしております。現在、八尾川橋の詳細な調査を行っておりますが、橋脚の調査において非常に劣化が進んでおり、早急に対策が必要との結果がでましたので八尾川橋の通行を2トン車以上は通行禁止とし、引き続き今年度詳細設計を行い、国及び島根県との協議が整いしだい、補修工事に着手する方向で準備を進めることといたしました。住民の皆さんにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○1番（大江 寿）

終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、大江 寿議員の一般質問を終わります。

次に、6番：西尾 幸太郎議員

○6番（西尾 幸太郎）

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、本町への自衛隊誘致についての考えについて、町長に伺います。

これまで、先輩議員が自衛隊の駐屯・分屯地に関して、松田町長時代に質問しておりますが、新たに池田町政となりましたので、再度自衛隊の本町への駐屯・分屯について質問をいたします。

現在、北朝鮮情勢の緊張感が高まり、ミサイル問題など本町への影響も懸念される場所でもあります。2012年、北朝鮮からの不審船漂着の際は、町民全体が不安感を抱いたのも記憶に新しいところでもあります。北朝鮮で有事が発生した場合、地政学的な面で本町への北朝鮮難民の漂着の可能性は高く、万が一武装難民などが本町に漂着した場合、現在の警察能力や海上保安庁の能力だけでは、町民の生命・財産を十分に守ることができるかは疑問を持たざるを得ません。

以前、先輩議員が自衛隊の誘致について質問した際に、松田町長は町内での議論を深めるとの答弁をされておりましたが、今現在本町内で自衛隊の誘致の可否について議論が深まっているとは言えません。

毎年、島根県が隠岐諸島への自衛隊配備の充実を重点要望として国に要望し、また特定国境離島特措法の中で自衛隊や海上保安庁設置の国の努力義務が盛り込まれた中で、自衛隊機能の本町への誘致や設置の議論は避けては通れないと考えます。

そこで、現状の本町における防衛能力の町長としての評価、また本町での自衛隊の駐屯・分屯の議論の必要性について、町長に考えをお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、西尾幸太郎議員のご質問にお答えします。

まず、分割質問一点目の「本町への自衛隊誘致の考えについて」のご質問でございますが、一点目の「本町の防衛能力の評価」についてでございます、北朝鮮の動向につきましては私も憂慮し、従来に増して危機感を持っているところであります。国や県に対しまして、住民の生命・財産を守り、安全・安心を確保するため、適切な対応をしていただくよう、要請しているところでございます。

また、防衛につきましては、ひとつの町として考えることは難しく、国・県・警察・消防など関係機関との連携を進め、緊急時の安全確保に万全を期してまいりたいと考えているところであります。

二点目の「本町への自衛隊の駐屯・分屯の議論の必要性について」でございますが、自衛隊の配備や駐屯につきましては、本町はもとより隠岐4町村全体で慎重に取り扱うべき課題であることは言うまでもございません。

しかしながら、現在のところ本町として自衛隊の誘致等に関しまして、一定の方針を持っているわけではございません。

今後の国の動向や社会情勢等を十分見極めながら、慎重に対応していかなければならない課題だと思っております、必要に応じ、町民の皆さまのご意見を伺いながら、議会や関係自治体などとも十分に協議をすべき事項であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○6番（西尾 幸太郎）

三点再質問がありますが、分割してお聞きしたいと思います。

まずは、町長の答弁の中に「隠岐4町村全体で慎重に取り扱うべき課題である。」とありました。これは2016年の時に高宮議員が町長に質問した際にも、同様の答弁があったと思います。まったく他の3町村は無視して話を進めなさいという話ではないですが、こういったものに関して4町村の連携の必要性の部分に関して、何故、必要だと町長が考えている部分をお聞きしたいなというふうに思いますし、島根県の方で重点要望として挙がっている項目がありますので、町長に就任してから他の3町村の首長とこういったことについて意見交換を行ったかどうか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問にお答えをいたします。

就任以降、3町村長との協議をとということでございますが、防衛自衛隊関連につきまして話し合いをしたことはございません。また、なぜ4町村全体という点ですが、これは住民の皆さまも同じでございますが、防衛という面はリスクもあり、メリット・デメリットがはっきりする部分もございます。やはり、慎重に協議をしていかなければならない。防衛力が付くほどイコール安心・安全かという点でもまたいろんな面で違うことがあると思っております。かなり難しい、慎重な問題でございまして、答えようにもいろんな面がぐるぐるしております。難しいところではありますが、はっきり言うべきではないということも踏まえて答弁させていただきましたのは、本町として自衛隊の誘致に関して一定の方針を持っていないということを正直に申し上げましたように大変難しい問題でございます。ご理解をお願いします。

○6番（西尾 幸太郎）

自衛隊の誘致に関してすごく機微な問題であるというのは理解はしているのですが、慎重に取り扱うことと、問題を先送りにはすることは全く違うのかなというふうに思います。少な

くとも島根県がここ数年毎年、重点要望として挙げている項目に関しては、やはり議論を逃げずに隠岐4町村の首長で認識を意見交換し合うというようなものに関しては、必要かなと思いますので、再度その必要性に関してお考えをお伺いしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

西尾議員がおっしゃるとおり、議論と慎重審議と問題の先送りは違うという意味合いは分かりますが、それだけに慎重に議論しなければならないというふうに思っているところです。

また、ご意見ありましたように3町村長とはきちんと意見交換すべきだという点は、また機会がありましたらそういった形で。なかなか提言も難しいですが、話をできるようにしたいと思っております。

島根県におきましては、毎年「自衛隊誘致について」は国に要望していただいております、ある意味、感謝もしておりますが、はっきりまだ我々のそういったような方針がない中で、県の方からもそういった議論が私、町に対してございませんでした。その中で検討しての要望でございますので、議論があつてということになれば再度、皆さんとの協議をしたいと思っております。

○6番（西尾 幸太郎）

既に、県と町村がこの問題に関しては若干足並みが揃っていないという部分は間違いないと思いますので、その辺りも県も含めてきちんと情報、意見交換してほしいと思います。

再質問二点目ですが、今の話とも係わることですが、「ひとつの町として考えることは難しい」と、確かに近隣に島前3町村がありますので、まったく独立した島であれば自分の所だけで考えれば良いというふうな結論も出せるとは思うのですが。ただ一方で、沖縄県の与那国町は町が住民に方針を示して、住民投票によって自衛隊の駐屯に向けて動き出して、定着しているという現実がありますので、その「ひとつの町として考えるのは難しい」というのは逃げの答弁ではないのかと思いますので、その与那国町の話も踏まえて、町として“まち”の住民の生命・財産を守ることと自衛隊の関連性について、再度お考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

本当に難しいです。西尾議員の想い、また住民の安心・安全を守るという点、これは町としてどうしてもやっていかなければならない第一番目のことですが、対防衛力にもってという部分につきましては、何回もお答えをしていますように、まだ町として一定の方針を持っておりません。どこかにそういう思いもありながらも、まだまだ今後の、慎重に議論すべきとしか申し上げられません、ひとつ、よろしく願います。

○6番（西尾幸太郎）

国防全体に関しては、国の方が第一次的に担うべきものだと思いますが、やはりこの町の住民の生命・財産をどう守るかについては、ここは町長がしっかり考えて行かなければいけないのかと思いますので、その辺り今後お願いしたいと思います。

再質問三点目ですが、「必要に応じて町民の皆さまの意見を伺いながら」と言う答弁がありました。これは松田町長時代の答弁の中にも同じようなことがあって、この5年間経った中でまたしっかりと町民の皆さんのご意見がきちんと集約というか、きちんとヒアリングされていないのかなというふうに思っています。その「必要に応じ」の必要な時というのは、個人の意見としては既に来ているのかなと感じていますが、そこの辺の町長のお考えを再度伺いたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

「必要に応じ」という表現が曖昧な言い方だったのかなと少し思っておりますが、この「必要に応じ」という意味は、その時期が来たらということプラス、あるいは国・県からの要請があることも想定されます、そういったある意味での環境がきたらという分で私は考えておりまして、今ご指摘いただいた、町長としてしっかりとその責任は果たせという点は十分感じておりますが、今、私の方から「必要に応じ」という部分で町民の皆さんに、議員がおっしゃる「議員としては時期が来ている」という考え方であるとは思いますが、私は、まだそこに至っておりませんので、何回も申し上げておりますようにまだ一定の方針が出来ていない中で、私の方から今、町民の皆さまにご意見を伺うという考えは、まだしておりません。

○6番（西尾幸太郎）

さまざまのご意見あるようですが、以前、防衛省の関係者の方と意見交換した時には、今は国の方からピンポイントで此処に自衛隊を配備するとかいう方針を示すのではなく、やはり自治体の方から要望がきたものに関して精査して、それで話を進めるという形の、そういう時代になってきているというふうなご意見もお聞きしております。

島根県の方は、先ほども触れたように重点要望として既に「要望」を挙げているわけです。となったら、後は自治体がどう考えるということになってくると思いますので、難しい問題ではありますが、あまり慎重になりすぎずという話ではないですが、スピード感をもって対応していただきたいと思います。この質問に関しては終わります。

次の質問に移ります。

地魚などの島内流通のあり方についての考えをお聞きいたします。

先日、町観光協会と本町の観光振興についての問題・課題について意見交換を行う機会がありました。意見交換の中で出た「地魚など地物が提供しにくい」という問題について町長にお聞きいたします。

観光や仕事で島外から来られた方々は、昼食や夕食で隠岐の海産物を食べたいと思っておりますが、そのニーズに応えられていないのが現状です。このことは、「観光振興計画」などでも取り上げられており、日本政府が2020年までに外国人観光客を4,000万人まで拡大する目標を掲げ、本町でも観光客数の拡大を狙っていくなかでは早急に対応しなければならない課題であります。

観光振興計画の「食のおもてなし推進事業」では、観光客の海産物に対するニーズに応えていける体制づくりは、商工会や飲食店が事業の実施主体とされておりますが、海産物の島内での流通体制を改善しなければ、商工会や飲食店だけの対応には限界があります。海産物の島内流通体制の改善については、本町の水産振興計画の流通の改善と魚価の対策の項目でその必要性が触れられており、特に蓄養施設整備や冷凍ストックの確保による町内での安定供給体制は、観光振興計画の「食のおもてなし推進事業」にも密接に関係してくるものと思われ、早急な対応が必要です。

海産物の町内での安定供給の必要性に関する町長の考えと、短期的な対応への思いをお聞かせ下さい。

○番外（町長 池田 高世偉）

二点目の「地魚などの島内流通のあり方について」でございますが、まず、「海産物の町内での安定供給の必要性についてどのように考えているか」についてでございますが、議員ご承知のとおり、平成28年に策定いたしました「隠岐の島町水産振興計画」に目標の一つとして掲げておりますし、私といたしましても、安定供給の必要性は十分に認識しているところであります。

地元で水揚げされた新鮮な魚介類を、特殊冷凍機器により急速凍結させ貯蔵施設で保管する、あるいは畜養施設で一定期間飼育し、そして、島外からお越しになる皆さま方に、年間を通じて宿泊施設や飲食店で食していただける仕組みが出来れば、本町の魅力アップにもつながることと思います。

「短期的な対応への思い」についてでございますが、まずは、島内の宿泊施設や飲食店を営んでいる皆さま方との話し合いの場を設定し、皆さま方がどのようなお考えをお持ちであるかを確かめていくことから、前に進めてまいりたいと思っております。この件につきまして

では、観光協会のお力添えもいただき、既に話し合いをする方向で協議をしているところでございます。

そして、その結果を踏まえて、特殊冷凍機器や畜養施設を保有している島内の事業者に協力を仰ぎまして、宿泊施設等へ試験的に提供することなどにも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○6番（西尾 幸太郎）

この「水産振興計画」と「観光振興計画」と両方取り上げましたが、「水産振興計画」の方が半年前に策定されまして、その後半年後に「観光振興計画」が策定された経緯があります。本来ですと「水産振興計画」と「観光振興計画」は先ほども述べたとおり、密接に係わっていかねばならないかなと思います。残念なことに「観光振興計画」の方で「水産振興計画」が考慮されている部分があったかと言われると、中身をちょっと確認すると薄かったかなというふうに思います。

そこで、今後「水産振興計画」と「観光振興計画」の関係について、どのようにしていくべきかと、町長お考えになっているのか再質問したいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

「水産振興計画」と「観光振興計画」との関連でございしますが、申し訳ないですが先ほど改めて確認させていただきました。「観光振興計画」の策定にあたって「水産振興計画」を土台にし、また、水産関係の委員も入れて策定したということでございまして、今後更に、計画は計画でございしますので“観光”と“水産”、話し合いながら進めていきます。

○6番（西尾 幸太郎）

「進めていく。」という力強いご答弁をいただきました。「水産振興計画」では、畜養とか冷凍ストックに関しての目標年度が平成34年までとなっています。ただ、観光関係でいうと平成34年まで待つられない状況だと思いますので、その辺りの目標年度についても各課が連携して調整していただきたいと思います。

再質問二点目ですが、「特殊冷凍機器や畜養施設を保有している島内の業者に協力を仰ぎ」とありましたが、現状、保有している施設だけでは供給量は十分ではないかなと個人的には考えております。かといって、民間事業者だけで設備投資をしようと思ってもそういう体力がある所ばかりではないので、公設民営が良いとは言いませんが、やはりある程度、行政のサポートがこういったあたりには必要になってくるのではないかと思います。その辺りの町長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

特殊冷凍機器等を保有している島内業者は数社ございます。議員ご指摘のように実際にやる場合に先ほども申しあげましたように、まず今回そういった話し合いの場をつくらせていただきますので、その話し合いの中で更に必要とあれば公設という点も検討しなければならないというふうに考えておりますし、まだまだ課題はたくさんありまして、これをやりたいですが、例えば話し合いの中で宿泊施設等は価格の問題もありますし、いろんな面で話し合いをした上で、施設が必要であればという点も踏まえて検討していきます。

○6番（ 西尾 幸太郎 ）

終わります。

○議長（ 石田 茂春 ）

以上で、西尾 幸太郎議員の一般質問を終わります。

ここで、13時30分まで昼食休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 11時50分 ）

○議長（ 石田 茂春 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

一般質問を続行いたします。

次に、8番：安部 大助議員

○8番（ 安部 大助 ）

今回は、「若者への起業支援について」の町長のお考えをお伺いしたいと思います。

少子高齢化が進む本町においては、町の活性化には以前から言うように若者の力は必要不可欠でございます。

若者が定住することで、地域コミュニティの担い手の確保や消費需要の拡大等によって町の活性化へとつながっていくと思っております。

そして若者の定住促進のためには、若者にとって魅力を感じられる町にしていくことが必要であり、特に雇用の確保は重要であります。

本町の雇用環境については、雇用の少なさや職種の少なさ等で厳しい状況にあり、将来に不安を感じている若者も少なくありません。このような中でいま増えているのが、“自分の職場、仕事場は自分で創っていく”という熱い思いを持った若い人たちです。実際に起業された若者もいますが、商売の経験不足や店舗改修や家賃といった資金への不安、そして経営能

力の不安など多くの壁があり、その一步を踏み出すことができない若者もいます。

定住促進を進める本町にとって「起業支援策」は重要な施策であり、起業に向け一步が踏み出せる環境を整えていくことが行政の役割であると考えます。若者の起業が多い地域に共通しているのは、移住してきた先輩起業者がおり、新たに移住し、起業する人がその地域の中で暮らしていくために、そういった方々から必要な情報提供やアドバイスなどを行う仕組みがあることです。

起業者が増加している江津市では、「ビジネスプランコンテスト」を通じてその仕組みがつかわれています。

本町においても、平成23年度から昨年度まで「ビジネスプランコンテスト」が行われてきました。「ビジネスプランコンテスト」は自分の起業計画を発表し、厳正な審査を受け、優秀者に2年間の補助を出す事業です。起業を目指す若者にとってはチャレンジ精神が生まれ、起業への一步が踏み出しやすい事業であり、初年度では5組の応募があるなど、UIターン者の定住促進にも効果がある事業でした。

しかし、年々応募人数が減り、最終年度では応募数1件という結果となりました。私は当時の常任委員会等で応募の仕方や運営体制に課題があることを、先ほど言いました江津市の先進事例を出しながら指摘をしてきましたが、改善されぬまま今年度より事業が廃止となりました。

現在、「ビジネスプランコンテスト」により起業した方は、補助期間を過ぎても頑張っておられることから、周知、運営体制に課題は残るものの、「ビジネスプランコンテスト」は起業家への支援、UIターン者定住促進の意味から効果がある事業であり、諸課題を解決し今後継続して再度実施すべきと私は考えます。

そこで、本町の起業支援についての現状をどのように認識され、今後、起業支援についてどのように取り組んでいくお考えなのかお聞かせください。

また若者の定住対策として、先ほどの「ビジネスプランコンテスト」、諸課題を解決し実施すべきと思います、それについてこの6年間続けてきた「ビジネスプランコンテスト」の総括も併せて、町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の安部大助議員の「若者の起業支援」のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「現状の認識と今後の取り組みについて」についてであります。議員仰せのとおり、若い世代の起業に関する問い合わせは、昨今増加傾向にあります。古民家を活

用したゲストハウス、歯科技工所、美容室、飲食店などさまざまな業種に渡っておりまして、20代から40代の若い方で中にはUIターン者もおられます。いずれの場合も、商工会及び金融機関との連携を図りながら、開業または事業承継を支援する事を目的とした、地域商業等支援事業費補助金や空き家、空き店舗の改修補助金などの活用により、支援をさせていただいているところでございます。

今後につきましても、従来の制度に加え、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」の積極的な活用と、商工会及び金融機関との連携強化による、スムーズな窓口体制の確立によって、若い世代の起業を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

二点目の「ビジネスプランコンテストを実施すべき」についてであります。平成23年度から昨年度まで6年間ビジネスプランコンテストを実施してまいりました。この間に「WEB制作管理」「英会話教室」「動画撮影編集」など、それまで本町には無かった新しいビジネスプランによって、今なお町内におかれまして事業活動しておられます。

また、議員仰せのとおりUIターン者が大半を占めておりまして、結果的には移住のきっかけにもなっていた事業ではなかったかと評価しているところであります。

その6年間の経験の中で、若い方の起業意欲に対する支援のあり方も明確になってまいりました。起業者の初動に対して、一点目のご質問で答弁させていただきましたように、必要な制度を整えることによって、年に1回のコンテストだけではなく、通年で支援できる窓口体制を強化し、起業者の「信用保証枠の拡大」などのあらゆる支援や持続可能な補助制度の検討も行ってまいります。

町内の若い世代のみならず、UIターン希望者へも積極的に情報発信をして、移住促進と合わせたリアルタイムで継続的な支援を推進してまいりたいと考えております。

なお、「高校生ビジネスプランコンテスト」は、今後も実施してまいります。高校生が本町の課題に対して、時間をかけて調査をし、自らのアイデアを発想することが町を知ることにもなり、結果的に事業者とつなげて社会で事業化されることになれば、達成感も得られ、地域貢献にもなりますことから、将来の町の担い手としての人材育成として実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇8番（安部大助）

今の答弁の中で何点か質問を再度したいと思います。

少し分けて質問したいと思います。先ほど町長の答弁の中に「起業される若者のための補

助金、あるいは交付金といった支援がある。」とおっしゃっておられました。その支援体制は私も理解はしております。しかし、起業をされる若い人に対して補助金があります、交付金がありますというだけの支援体制でいいのかということ、私はまた違う支援体制も必要かと思えます。

特に起業される方々が言うのは、補助金・交付金以外に働き方、新規事業について一緒に考えてもらうそういった場、仕組みといったものがあつたら、もっと起業し易いといった話も聞きます。私はその補助金・交付金が駄目というのではなくて、やはり起業される若い人たちというのは一步を出すためになかなかいろんなことを考えすぎる部分もありますが、出せない、そのために後押しをしてあげる体制、そういったことも行政がしっかりと支えて行くべきことだと思っております。再度、若い人たちが起業される「支援」について町長は何か必要なのか、先ほどの補助金・交付金は理解しました。再度、町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問にお答えをいたします。

私も交付金があるからいいじゃないかと、そういう考えで取り組むところではございません。従来の「ビジネスコンテスト」は、個人の計画・立案によって円熟といたしますか、しっかりとした計画が出来ていたのかと云えば、そうでもなかった部分がございます。中には先ほど事例で申し上げましたように成功した方もおられますし、挫折した方も。

事業計画に対して町が認めて“お金”を出す、まず承認した時に30万円出す、その次の年に“お金”を出すというやり方でございましたが、やはりもっとしっかりとした基盤をもって事業をしていただくために、最初から町・商工会・金融機関が一緒になってコンテストのためだけでなく起業支援という形で事業計画のところから町の補助制度、商工会は経営診断評価、また金融機関については融資の経営アドバイスなど、まずもって最初に三者が連携して個人の事業計画の段階からアドバイス・指導に係わっていき、実際に事業を実施する時にそういった補助金・交付金制度で対応していきたい。

先ほど「窓口の充実」と言いましたが、しっかりとした計画になるよう、またしっかりとした計画で実施出来るよう指導強化、アドバイスをしていきたいと考えております。

○8番（安部 大助）

今の答弁を聞いて私もそうだと思います。補助金・交付金の前にそういった若い人たち、起業を起こす方々に対してのアドバイス、助言をしていくのも定住対策促進を進めている町、

行政の役割とっております。

しかし、今年度からこの「ビジネスプランコンテスト」はなくなりました。29年度の当初予算を見させていただいて、この中に補助金・交付金等の支援は書いてありますが、そういったアドバイスを、一緒になってその起業を勧めていくそういった事業が今回29年度当初予算の中でどうなのかなど、本当にそれがあるのかなど、いっても私はちょっと疑問に思う部分があります。

やはり町長がそういった考えをお持ちなら、そういった仕組みづくり、場をつくる事業もしっかりと展開していかなくてはいけないかと思っておりますが、今年度このアドバイス、仕組みづくりに関してどうだったのか、町長の見解を教えてください。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員仰せのとおり指導強化については、同様の考えと理解しております。それを形に表すという点ですが、確かに今年にアドバイス事業としての予算はございませんが、まず予算がなくても出来るところからやらなくてはならないのですので、そこには取り組んでまいりますし、平成28年5月に産業競争力強化法の「創業支援事業計画」という事業も認定を受けておりますので、その中で相談窓口や創業補助金を隠岐の島町として組んでいこうと思っておりますし、まず申しあげましたようにアドバイスはきちんとやっていく。

また、アドバイスに関連する事業で必要とあれば担当部署の方に検討させて予算化の方も考えたいと思っておりますが、まずは予算ありきでなく、ない中でも取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○8番（安部 大助）

それでは、答弁に対してまた質問をさせていただきます。先ほど私が質問した答弁の中で「ビジネスプランコンテストの総括を含めてどうか」という質問をさせていただきました。答弁を聞く中では、実績といったものは町長の答弁の中にありましたが、私もその辺は理解しております。

しかし、実際には当初5件の応募があり、そして平成24年、25年、26年に各3件、27年に2件、28年で1件とこういった応募をしながらどんどん応募者が減って最終的には1件になりました。その辺の課題は何なのか。そしてそれに対する改善策は何なのか。そういったことも含めて総括として、町長の考えを伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

「ビジネスプランコンテスト」につきましては、先ほどお答えいたしましたように一定の

成果、UI ターンも含めて成果はあったというふうに思っております。ただ、先ほどの窓口のアドバイスについても一言足りなかったのですが、その情報を周知するというのが、毎回ここでお断りをしておりますが、そういった情報の周知の不足は感じております。

今後、この「ビジネスプランコンテスト」の周知がという部分ではありませんが、さっきの指導・アドバイス、第一歩のところから町が係わりますような、「金融機関も一緒になりますよ」というような周知はしていきたいと思っております。

総括としては、成果があったけども実際に開業をされた方がここ4年間で20何件ございますが、ビジネスプランコンテストのみならず、自己資金で開業されてる方が多数でございます。そうしてみますと、先ほども答弁させていただきましたが「コンテスト」じゃなくて通年で支援できるしっかりとした事業を支援する、というふうな考えに変えさせてやったところなんです。ですから6年間の「コンテスト」を行ったからそういった実情が把握できたという点も含めて、「コンテスト」については一旦終了させていただきたい。

今後は、きちんと事業化できるものに対して積極的に支援していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

〇8番（安部大助）

町長の答弁の中でまた質問ですが、「窓口強化」というのは来る人に対してこういった支援がありますというアドバイスができると思いますが、午前中の同僚議員の質問の中で町長が答弁された「住民の前に出る、地域に出る。」という意味では、窓口強化だけだと私は足りないと思います。

行政としてアンテナを張って、そうした若い人がいると思えば自らがそういった所に出向いてアドバイスをしてあげる。それが、午前中、町長が言われていた「職員が地域に出る。」私はそう思います。

先ほど「窓口」という言葉が多く出てきましたが、やはり窓口を広げることは必要だと思います。資金があって起業を目指している若い人からすると、それはひとつの手段と思いますが、先ほど最初に言った一歩出そうとしてもなかなか出せないという人を一歩出させるという意味では、「窓口強化」と並行してチャレンジする場、そういった所もつくらなければ今までのように補助金があります、交付金があります、後は頑張ってください。それでは育たないと思います。行政としての役割は“ひとづくり”とよく言われます。そういった人たちをつくっていく、その仕組みを作っていく、そして町の活性化につなげていくことが必要だと思います。

先ほど総括の中で周知不足、周知の仕方の課題もありました。そういった改善があって、そういった考えがあるのであれば、私はこの「ビジネスプランコンテスト」をやることによってこの仕組みはできるのかなと思っておりますが、町長の中では「窓口強化」ということで対応していく、アドバイスをしていきたいという事です。聞きたいのは、例えば江津市は「ビジネスプランコンテスト」をやっている中で、行政・商工会・地域の銀行・NPOの人たちと連携をしております。その役割は行政は「支援・制度」を設けている、商工会は「起業経営相談・アドバイス」をしている。本町（江津市）の職員の中でこういった資格者がなかなかいない現実もあって、商工会が経営マネジメントの資格を持っている人が多いのでアドバイスをしております。地域の銀行は「資金計画」をプロの目で見えて一緒にしております。そしてNPOは起業をする人に対して協力者という形で、バックアップする形で「協力体制・プラン支援」をしております。

私はそういう意味でも6年間やってきた「ビジネスプランコンテスト」を改善すれば、隠岐の島町の地域連携、そういったもので起業が増えるものと思っておりますが、町長はそれは考えていない。それでは、仕組みづくりを本当に「窓口強化」だけでできるのか、若い人たちがチャレンジしてみようと思うのか、その辺の町長の考え、再度お伺いしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

先ほど江津市の例がございましたが、先ほど私もそういった意味で申し上げたつもりです。

また、「窓口」といってもただ待っているだけの「窓口」ではございませんので、窓口というのは第一段階のステップを踏むための協議ですから役場であれ、町であれ、商工会であれ、金融機関で三者がもう少しきちんとしたアンテナを張って相談に乗る。また、受け身で町役場の「窓口」で待っていますというイメージで私は思っておりません。出掛けるべき所には積極的に職員を出掛けさせますし、まずそういった煙が立つようなことをキャッチする努力はしていきたいと思っておりますし、その意味でまずはいつも不足していると言われております「情報の発信」をきちんとやっていきたい。

また、「ビジネスプラン」の成果があって改善してやるべきだというご意見は十分わかりますが、この6年間の形態を見ますと先ほど申し上げましたように「コンテスト」だけが中心でない、しっかりとした事業をやりたい人はそういったものに頼らず相談し、自己資金でも起業をされている人がおられる。こういった起業をするという意欲のある方に対して、積極的に働きかけをしていきたいと思っておりますので、「ビジネスプランコンテスト」は継続

する考えはございません。

○8番（安部大助）

町長の「やらない。」という答弁いただきました。私自身やっていただきたいと、要望になりますけども。今後、若い人たちがチャレンジする場、そのためにはこの「ビジネスプランコンテスト」でチャレンジしてみるという意味では必要だと思っております。

しかし、そういった面では今後そういった体制をつくっていくということではありますけども、最後に起業される若い人たちがチャレンジをしてみる、その仕組み等もこの起業を起こすんだという人たちに対する支援、二つあると思います。

「ビジネスプランコンテスト」を中心と私も思っておりません。先ほどいった交付金・補助金があればある体制もひとつですし、でも若い人たちがどんどんチャレンジしてみるという意味では、再度どういう体制をつくっていくのか、チャレンジする若い人たちがチャレンジし易い環境をつくっていく意味では、今後その「窓口」というかそういった面ではどういう形でいくお考えなのか、再度お聞かせ願います。

○番外（町長 池田高世偉）

議員のおっしゃること十分わかります。チャレンジ精神の持てる若者を逆に言えば発掘、育てるべきだというふうにも受け取れますし、まずそういった部分にしっかりとしたアンテナを張る、情報を提供する、そして最初にお答えいたしました、持続可能な補助制度をする。それが今、具体的な物がございませんが、今のチャレンジを促すような効果ができるような補助制度をもう一度、担当部署と一緒に考えていきたいと思っております。

○8番（安部大助）

終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

次に、5番：村上三三郎議員

○5番（村上三三郎）

私はこの議会で二点ほど町長に質問いたします。

始めに、有人国境離島に係る特別措置法の適用についてでございます。

今年4月1日から「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が施行されました。

立法の趣旨は「我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大している

ことに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全に関する活動の拠点としての機能を維持するための、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講ずる必要がある」とされています。

この法の適用される地域には、隠岐諸島全域が含まれています。そしてこの法の概要は次のようになっています。

第3条 国の責務、必要な施策を策定し、実施する責務を有する。

第4条 国は基本方針を定めるものとする。7項 一般旅客運賃の低廉化に関する事項。8項 航空運賃の低廉化に関する事項。9項 生活または事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する事項。

第10条 都道府県計画、県はその地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとする。その3項 県は、計画を定めるときは、市町村の意見を聴かなければならない。

第11条 財政上の措置、国は、毎年度、予算で定めるところにより、施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第12条 国及び地方公共団体は、旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするものとする。

第14条 国及び地方公共団体は、住民の生活または事業活動に必要な物資の購入等に要する費用の負担について適切な配慮をするものとする。となっております。

そこで質問の第一ですが、第10条3項 県の市町村への意見聴収はいつありましたか。その内容と返答の内容をお示しく下さい。

質問二番目、これまでこの法に基づき実施されている施策の内容、国・県を含みますがお示しく下さい。

離島運賃助成の船舶、航空運賃の助成金は予算書で示されておりますので内容の答弁は必要ございませんが、第14条の住民の生活または需要活動に必要な物資の購入等に要する費用への負担への助成についてお示しく下さい。

質問三、旅客運賃の低廉化により、隠岐島民は大きな恩恵を受けています。しかし、離島地域の振興のためには、交流人口の増加が求められます。島外の人への運賃の低廉化に対して、国・県に要請する用意がございますでしょうか。

○番外（ 町長 池田高世偉 ）

ただいまの村上三三郎議員ご質問にお答えします。

まず、一点目の「有人国境離島に係る特別措置法の適用」についてであります。この法

律が昨年4月に成立し、本年4月から施行になりましたことはご案内のとおりでございます。

一点目の「有人国境離島新法による県計画策定について、県の市町村への意見聴取はいつあったのか」についてであります。昨年法律が成立して以来、本年4月の施行までの間、国が基本方針を策定するのと並行して、隠岐4町村と県とが連携して、数回にわたり協議を重ねてまいりました。その県計画の素案が本年5月にでき、パブリックコメントを経て、先月8月に完成したばかりでございます。内容につきましては、国の基本方針に基づき、隠岐諸島の概況、地域社会維持に関する施策・啓発活動、評価指標及び成果目標を掲げているところでございます。

二点目の「これまでに実施されている施策の内容について」でございますが、昨年6月以降本町議会におきましてもご説明してまいりましたが、本年度予算計上し実施しているものは、航路・航空路運賃低廉化、物資輸送経費の負担軽減・雇用機会の拡充、滞在型観光の促進でありまして、旅客運賃に関しては特に実感していただけるものと思っております。

三点目の「交流人口増加のための島外の人に対して運賃低廉化を要請する考えがあるのか」についてであります。議員仰せのとおり、島の経済活性化を考える上で、交流人口の拡大は必要不可欠と思っております。昨年法律が制定されて以来、あらゆる場面で全ての利用者を対象とするよう国に要望をしまっておりますが、残念ながら、現時点での事業対象者は離島住民という基本方針となっております。

また、県におきましても、昨年12月に関係8都道府県知事から内閣府に対し緊急要望書の提出もしております。

今後も、運賃低廉化の対象拡大はもとより、地方の負担軽減につきましても、県と連携を図りながら積極的に働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（村上三三郎）

答弁いただきました。島外の人への運賃低廉化は困難であるとの状況はよく分かりました。関係8都道府県知事が要望されているということですので、引き続き取り組みを求めたいと思っております。

そして、法第14条の住民の生活や事業活動の支援について再質問をいたします。この法の地域社会維持推進交付金の対象27品目の中に木材の原木が対象外となっております。本町の面積の8割が山林です。森林は隠岐の島町の貴重な資源です。林業の資源対策を強化すべきだと思います。

林業の助成には1. 離島振興法の離島活性化交付金、町の助成金があります。林業への町
の予算は間伐材運賃・運搬費等6事業に総額3,810万9,000円であり、町の補助金が1,923
万5,000円で、県の補助金531万円、自己負担1,350万4,000円となっております。平成28
年度の隠岐流域の木材生産の素材生産量18,973 m³・・・。

○議長（石田茂春）

村上議員、再質問は質問趣旨に沿っておりますか。

○5番（村上三三郎）

趣旨に沿っていると思いますよ。地域の振興に・・・。

○議長（石田茂春）

林業ですので、質問内容を変えていただきたいと思いますのですが。

○5番（村上三三郎）

質問変える、どうして・・・。

○議長（石田茂春）

町長、答弁できます。（町長「はい」の声）

答弁できるそうですので。

○5番（村上三三郎）

はい。質問の続きですが、原木の輸出費用が補助対象外となっておりますが、それはどん
な理由でしょうか。

質問二、隠岐の島町には伐木に対する山林が多く、今後も素材生産量が増加傾向にありま
す。島外移出費用も増加します。それに対応した助成をされるように求めるものです。

質問三、林業に従事する人で、特に若い人の不足が深刻になっているとのことでございま
す。町としてこのための施策を強化することを求めるものでございます。

以上のことについて、町長の所信を質します。

○議長（石田茂春）

池田町長、原木のみを答弁願います。

○番外（町長池田高世偉）

再質問の原木の輸送についてでございますが、この原木につきましては他の交付金、離島
活性化交付金で対応しております。本年度より補助率を2分の1から5分の4へ嵩上げし、原木
の搬出についての助成を行っておりますし、この有人国境離島の制度は他の事業交付金等で
やっているものについては除外しますと、その交付金を使ってやってくださいということ

すので、私のところは「離島活性化交付金」で原木をやっております。

三点目につきましては、林業関係でございますので答弁は控えさせていただきます。

○5番（村 上 三 三 郎）

次は、食料自給率の向上に向けた農業の振興策についてでございます。

農林水産省は8月9日、2016年度のカロリーベースの食料自給率が15年度に比べて1ポイント低下の38%になったと発表しました。

過去2番目の低さで、記録的な冷夏によるコメの不作で37%だった1993年度以来23年ぶりの低水準になり政府が目標としている45%達成はさらに遠のきました。調査を開始した1960年度、昭和35年に過去最高の79%だったが、その後低下傾向が続き1993年度、平成5年には37%と過去最低を記録しました。

世界主要国の中では日本は最低です。かつて、あるアメリカの大統領が「食料自給できない国は独立国と言えるか」と発言しました。食料を輸出する国の言いなりになるしかないと言う意味です。

世界的な人口増加で食料不足や海外からの輸入が滞った場合に備えた「食料安全保障」の観点から食料自給率向上を望む国民の期待に応えることが必要であります。農業の多面的機能の意義を大切にして、当町の農業振興を図るべきです。

しかし、今の政府の農業施策は経営規模の拡大に特化したもので、島根・隠岐などの中山間地域の実情には不適だと思えます。また、政府は来年からコメの需給調整の責任を放棄して、市場任せにするとしています。

また、TPP交渉が農業の重大な問題になっている中で、アメリカのトランプ大統領がTPP交渉から離脱を表明しました。

しかし、政府はアメリカ抜きのTPP交渉に躍起になっています。TPPは原則関税の撤廃を求めるものであり、安い農産物が大量に輸入されれば日本の農業は壊滅します。農業の経営規模を比較するとアメリカは日本の120倍、オーストラリアは1,500倍です。安倍政権の言う「攻めの農業」で太刀打ちできる筈はございません。

そこで、質問いたします。

質問一、当町の農業の現状認識と課題としてどのようなものがあると考えでしょうか。

質問二、当町の農業振興策として、どのように取り組みをされますか。

以上です。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

分割質問二点目の「食料自給率に向けた農業の振興策」についてお答えします。

まず、一点目の「本町の農業の現状認識と課題としてどのようなものがあるか」についてですが、私も議員のお考えと同様に、現在、政府において、攻めの農林水産業を展開することで農業分野の成長産業化を進めていこうとしておりますが、私ども離島や中山間地域は、元々耕作条件が大変厳しいところでありまして、こういった中では、国が思い描く農地の集積化をはじめとする攻めの農業政策を進めていくことがなかなか難しいところがあります。

現在、本町が抱えております課題といたしましては、後継者不足、米の価格低迷、荒廃農地の解消、離島であるが故の生産コスト高、等々があげられますが、この厳しい条件下にあって、今後、島内の総生産量・総生産額をいかにして高めていくかが大きな課題であると認識をしております。

二点目の「今後、農業振興策として、どのように取り組んでいくのか」についてですが、経営基盤の強化策として、個人経営から組織経営への移行を促す取り組みや、コメから高収益作物への生産誘導、その実現に必要な不可欠となります圃場の再整備、更には6次産業化や地産地消の取り組みによりまして、島内の総生産量・総生産額を高め、地域農業の活性化につなげてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

〇5番（村 上 三 三 郎）

先ほどの町長答弁は、ほとんど私の認識と同じであると思います。

その中で、圃場の再整備とか水田の耕作放棄地の対策について質問します。本町の水田はほぼ100%圃場整備がされております。この作業が良くなったことは喜ばしいことです。

町長の答弁にあった、荒廃農地の解消は大事な課題です。農業者の高齢化や後継者不足等、耕作放棄地が拡大する傾向にあります。具体的な例を挙げますと、西田地区西田公民館の隣接地にあります約1ヘクタール耕作放棄地があります。関係者に聞いたところ、この地域は40年前に圃場整備が実施されております。

当時の技術水準からか、耕うん機が圃場に沈み込んでしまうような箇所も多くあったというように、当時の農業者は大変苦勞しながら耕作していましたが、今は後継者不足で耕作をあきらめざるを得ないという実情もあると聞きました。現在は身の丈に余る^{よし}葦や^{あし}葦が生い茂っております。また、用排水路が一緒になっていることも改善してほしいと関係者は言っておられました。

この地域は部分的には野菜等が栽培されておりますが、耕作放棄地の解消対策について関

係者の意見をよく聞いて対応されることを求めます。また、圃場の再整備に取り組むとの答弁がありましたので、農地再生協議会、認定農業者、JA 地区本部など関係者とよく協議されて早急に対応されることを求めます。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

再質問でございますが、再圃場の件についてでございます。

西田地区も含めまして、圃場の再整備についての考えでございますが、再整備によってパイプライン化による作業の提言、また暗渠排水による畑作への転換等^{あんきよはいすい}図るべく、農地中間管理機構、町農業公社、農業委員会、JA 等々と協議をしながら、再圃場・再整備に努めてまいりたいと考えております。

○5番（ 村上 三三郎 ）

終わります。

○議長（ 石田 茂春 ）

以上で、村上 三三郎議員の一般質問を終わります。

ただ今から、14時35分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 14時23分 ）

○議長（ 石田 茂春 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 14時35分 ）

一般質問を続行します。

次に、4番：石橋 雄一議員

○4番（ 石橋 雄一 ）

早速、質問させていただきます。

最初の質問の前にお詫びというか訂正がございまして、最初の質問を作った時に法案の段階の資料を基に作りましたので、実際の法律と違ってございまして内容も10条はこのまま示されておりますが、同法第4条というのが実際の法では第5条になってございまして。また、自衛隊、海上保安庁の表現が省かれておりますので、お詫びして訂正させていただきたいと思っております。

それでは、最初の質問に移ります。有人国境離島新法が4月に施行になりました。隠岐、本土間の航路、航空路運賃の低廉化及び、雇用機会拡充事業補助金、特産品流通推進事業補助金が6月定例議会において補正予算として予算通過しました。実施の効果などの検証作業

を踏まえながら来年度実施の折衝になろうかと思いますが、現在までの折衝の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。基本的には同法10条において、これは都道府県マターであるということが示されておりますが、隠岐他3か町村との連携状況、県、国に対する要望事項の内容などお聞かせいただきたいと思います。

また同法第5条において、国の機関を設置するよう務めるとの条文がございますが、朝鮮半島が緊迫する中、この点についての町長の認識を伺いたいと思います。国からの要請があれば自衛隊の誘致についてどのように考えられるか。あるいはこちらから要請するような考えはあるか。朝鮮半島有事の際、さまざまなケースが想定されますが、難民問題も大きな確率で発生が予想されております。警察を中心とした防備体制だけでは到底守りきれないと予想されますが町長の認識を伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石橋雄一議員のご質問にお答えします。

一点目の「有人国境離島新法についての進捗状況並びに国県に対する要望事項」についてですが、一点目の「来年度の予算折衝の進捗状況」ということでありますが、本法律も始まったばかりの状況でありまして、本年度の実績見込みを勘案しながら対応してまいりますが、国におきましては既に来年度予算概算要求がなされております。当然、関係都道府県、市町村の実績見込みをもとに推計されているものと推察しております。現段階での概算要求の額につきましては、本年度を上回る額となっているところであります。

次に、法第10条における、県の基本計画策定における連携状況であります。村上議員のご質問にお答えさせていただきましたが、昨年の法律制定以来、常に情報共有しながら協議してまいっております。今後も隠岐4町村、県連携のもとに取り組んでまいりますし、運賃低廉化の対象拡大はもとより、地方の負担軽減につきましても、積極的に働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

二点目の「自衛隊その他の誘致について」であります。自衛隊の誘致につきましては、先ほど西尾議員のご質問にお答えしましたが、本町はもとより隠岐4町村全体で慎重に取り扱うべき課題であることは言うまでもありません。

しかしながら、実際に分屯地などを本町に置くという政府の方針が出されましたら、その方向性につきましては当然、町民の皆さまのご意見を伺いながら、議会や関係自治体等とも十分に協議をすべき事項であると考えているところであります。

また、現在のところ本町として自衛隊の誘致等に関しまして、一定の方針を持っているわ

けではございません。今後の国の動向や社会情勢等を十分見極めながら、慎重に対応していかなければならない課題だと考えているところでございます。

朝鮮半島有事の際の防衛につきましては、これについても先ほど西尾議員のご質問にもお答えしましたが、ひとつの町として考えることは難しく、国、県、警察、消防など関係機関との連携を進め、緊急時の安全確保に万全を期してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（石橋雄一）

再質問を少ししたいと思います。

隠岐の島町における交渉の担当課はどこになるのかということと、県の担当課はどこになっているのか、というふうなことをちょっと伺いたい。

5月に県、4か町村でまとめた「要望書」を提出されたということ伺っておりますが、県の国の対する要求というのは6月と10月になるというふうにならなっております。だから5月になんじゃないかと思うのですが。今年4月に施行になってからの効果検証を踏まえながらの新たな折衝についてはどのようなスケジュールで考えておられるのか、この点について伺いたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

まず、交渉というか担当部署でございますが、我が町は「企画財政課」でございます。そして県は本庁が「しまね暮らし推進課」でございますが、実際には私どもが直接協議いたしますは隠岐支庁「県民課」でございます。

予算折衝というご質問でございますが、あくまでも予算的なことを折衝するわけにはいきません。我々は先ほど申し上げましたように、運賃の低廉化の交流人口も含む拡大とか、そういった要望を県と一緒に国の方に行っているという状況でございます。

○5番（石橋雄一）

更に再々質問というか考え方を述べたいと思うのですが、町長の下に企画財政課があつて担当課になっているということで、私の持論で質問しているのですが、有人国境離島特措法の特異性というか隠岐の島にとっての重要性ということから考えると、町長の直下で企画財政課があるということなんですが、その中間に隠岐の島としてどうするか、どうしたいか、まあ対象範囲が交通費の低廉化だけでなく、産業育成であるとか漁業問題であるとか、要するに国境地域である隠岐がこれから発展するようというということで、この法律が成り立っていると思うのですが、そこに対して町としての重点の置き方をもう少し深めるというか、考え

る。

午前中同僚議員からも質問があったのですが、自衛隊についても同様だと思うのですが、これも非常に重要な問題で賛否両論いろいろあると思います。この辺りの問題を町長と担当課の間だけで考えるのではなく、実際にもう少し重点的に深掘りをして事前に考えておく。町長も自分から望んで町長選に出られて負託を受けてやられているわけですから、あまりに重要なので説けないというような答弁はちょっとないのではと思うのです。その辺のともも含めて、もう少し組織としてきちんと考える部門を隠岐の島町で必要ではないかと思うのですが、その辺りについて少し答弁を。

○番外（町長 池田 高世偉）

我が町、企画担当課が担当しておりますが、先ほどからの説明にございますように農林水産課の輸送費、また観光のツアー支援とか、有人国境離島も広く担当部署が係わってきますので、実務はそれぞれに企画財政課が集めてきちんと対応しております。

私の下にといいますか、もう少し諮問機関のような表現でございますが、最終的に町の行く末を決めるための庁議というものがございますので、いつも物事を深い意味で決定する時には庁議を開催しておりますので、その庁議で検討、協議をするように考えております。

○5番（石橋 雄一）

分かりました。6月の議会において、こういった組織については前向きに検討したいと、必要性を理解しているというふうな答弁もございましたので、きっとこの庁議だけの問題でなくて町として全体で取り組んでいただけるものと考えて質問を終わりたいと思います。

続けて二番目の質問に移りたいと思います。観光行政について伺いたいと思います。

6月定例議会において「観光戦略推進会議」の進捗状況について質問いたしました。7月末メンバーを選定し、第一回を8月に開催したいと考えているとのご返事をいただいておりますが、大分遅れているのではと申したわけですが、進捗状況についてどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

そして、この会議の位置づけについて3月議会においては「計画目標を実施するために、どのように事業展開していくのかを議論し、目標に沿った年次計画を立て、関係団体や事業所が連携を図りながら事業を実施してまいります。その上で、成果を分析し、評価検討を行い、反省点をもとに、次の目標に向かってチャレンジして行きます。その中心となるのが計画にも明記しております『観光戦略推進会議』であります。」という答弁をいただいておりますが、6月議会においてこの「観光戦略推進会議」と他の関係観光組織との連携について質問した

際、観光課の吉田課長と思うが、「この会議については検証・評価する会議である。」との答弁をいただいております、ちょっと「あっ」というふうに思ったのですが。あり方について随分乖離があるなと思いますが、私としてはこの会議が、やはり観光行政の推進も兼ねた会議ではと考えているのですが町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

「釈迦に説法」、大変失礼な物言いかもしれませんが、ある物事を成し遂げるときにはまず、考え方を作成する。戦略・戦術・展開のスケジュール等を作って、それに併せてそれを実現する組織も作らなければいけない。組織はヒエラルキー、指示命令系統がなければ成り立ちませんのでこういったものが必要であるということです。

そこから翻って隠岐の島町の観光行政について伺いたいと思います。長期計画としての「観光振興計画」は策定されて4月から実施ということは承知しておりますが、6月議会でも質問いたしました。10年計画の長期計画だけでなく、短期計画、年次、あるいは3か年などの計画は策定されているか、どうか。これは6月議会でもお聞きしているのですが、お答えしていただけなかったもので再度お聞きしたいと思います。

政治情勢、経済情勢などは年々刻々と変化しますので、長期計画だけでは成り立たない部分が出てこようかと思いますが、この辺のあたりはどうなっているかお答え願いたいというのと、そして組織についても伺いたいと思います。

いろいろ観光関係の組織あるのですが、絞ったところで町の観光課、町の観光協会、隠岐島観光協会がありますが、これらのヒエラルキー関係について伺いたいと思います。隠岐の島町観光行政の指示命令系統のトップはいったいどこになりますか。長期計画はもちろん短期計画における目標意識の徹底、指示命令など打ち出すべきではないかと思いますがお考えを伺いたいと思います。

また、観光協会、少なくとも隠岐の島町観光協会は隠岐の島町にとってどういう位置づけになるか伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問二点目の「観光行政」についてのご質問にお答えします。

まず、「観光戦略推進会議の進捗状況」についてであります。本年6月議会でご説明したとおり7月に新しい観光戦略推進委員を選出し、8月22日に「第1回観光戦略推進会議」を開催いたしました。この会議の位置づけにつきましては、本年3月議会及び6月議会でご答弁したとおりであります。このことは、当会議中、8月22日の「第1回観光戦略推進会議」でも目的・位置づけ等の確認を行い、スケジュール通り議論を重ねることを決定したところ

であります。

次に、「隠岐の島町観光課、(一社) 隠岐の島町観光協会、隠岐観光協会の組織的關係」についてございますが、そもそも、町観光課は町の観光行政を担う部署であり、観光協会は観光産業を推進するための観光事業を实践する組織でありますので、それぞれ組織の役割は大きく異なります。隠岐の島町は町観光協会に対し、運営費補助や職員派遣等を実施しながら、連携を図っております。

隠岐観光協会につきましては、隠岐4町村の法令外負担金や県・町から各種事業補助金の交付を受け、隠岐諸島全体への誘客対策や島外へのPR活動の中心的役割を担う団体であります。各町村長が正副会長を務めていますので、町村の意思は確実に反映されます。議員の考えとは少し異なりますが、町の観光推進に係る施策や方向性は当然一致するものであり、それぞれの役割に従い目的達成に向かって連携・協力していく組織でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番(石橋雄一)

再質問いたします。

同じことをずっと聞いているのですが、推進するための会議なのか、検討・評価する会議なのか、その辺の答弁がなかったのもう一度お聞きします。また、短期計画があるのか、ないのか、これについてもう一度聞かせてください。

○番外(町長池田高世偉)

推進会議の目的でございますが、観光振興の推進体制における検証・検討・進捗状況の把握・提言、これらを行うのが「観光戦略推進会議」でございます。ですから、今言われた短期の計画があるかということですが、こういった検証を踏まえながら毎年度事業計画を立てて事業を実施していくといった形で進めております。

○5番(石橋雄一)

ということは、これは会議が初年度だから来年の計画はまだ作っていないという解釈でよろしいですか。今年度は計画なしということ。

○番外(町長池田高世偉)

本年度は議会に予算をいただきましたように、議会に年度当初こういった事業を観光事業でやりますという形で出さしていただいています。また、これが今年出来ましたから、「観光振興計画」の中でこの戦略会議において検証したものを来年度はどう活かすか、毎年度毎年度検証されたものに基づいて、当初予算の中で皆さんにお諮りしたいと思っております。

○5番（石橋雄一）

更に聞きますが、隠岐の島町観光協会に対する運営費の補助率は何パーセントなのかというのと、職員の派遣等々についてこれが全体の何分の何ぐらい派遣されているかお聞かせください。

○番外（町長池田高世偉）

観光協会の支援でございますが、まず職員は1名課長級を派遣しております。3年間で今年が3年目です。

運営費補助ですが、職員6名分の人件費プラス牛突きのための職員1名、計7名の運営費補助を行っております。

○5番（石橋雄一）

補助率ということで聞きたかったのですが、全予算の内の町の補助は何パーセントぐらいになるかということを知りたい。

○議長（石田茂春）

石橋議員、通告外ですので質問を変えてください。

○5番（石橋雄一）

すいません。

三番目の質問です。農業振興について伺いたいと思います。

今、日本を取り巻く状況が朝鮮半島情勢を含めて極めて危うい状況になっています。いつ有事が起きてもおかしくない状況ではないかと思えます。幸いなことに私たちは70年間、一度も武力による衝突など経験せず、平和を謳歌してきました。しかし、隠岐の島町も現在の状況の認識の元、それらに対する準備をそろそろしていかなければならないと思えます。その中であって、私が急を要するのは食料問題ではないかと思えます。

コメについては、現在前向きな取り組みで島外に生産するなど生産体制が整っていますが、しかしそれ以外の野菜果物等については、島外からの物に大半を頼っている現状です。私は、過去、島内流通業に在職していた時に、島外からの野菜、果物の年間の流入量を調査したことがあります。あくまで推計ですが、販売金額ベースで約6億円の島外産野菜、果物が流入していました。6億円の潜在マーケットが島内に存在するということになります。また、それほど高い生産技術が無くともこれらの野菜は十分に生産が可能です。何も島外を狙わなくても、島内に絞っても大きなマーケットがあるということで、このマーケットを狙って何かできないかなというふうなことです。そして生産者がいるのであれば同時にその流通問題、

売り先、売り場を考えていかなければいけないだろうということです。

流通業の一般的な常識として、店舗開発を行う際には、市場調査と同時にその店舗の目指す目的、ターゲットを十分に吟味する必要があります。地元産野菜等の直売所の成立の一番の目的は「地産地消」であると思います。観光客に対しての土産物の販売ではありません。ターゲットは町民、したがって、場所もついでに決定された船着場などではなくて多くの島民が行き来する場所でなければなりません。駐車場も必須の条件です。

流通業にとって位置条件は決定的に作用します。合銀前にあったショッピングセンターから下西に移動したドラッグストアは例を見るまでもないですが、現在、下西にあるドラッグストアはチェーンストアでNo1の売り上げを誇っています。

現在、島内にある直売所の売上構成比を見るとパン、加工食品が第1位です。合銀前のショッピングセンターが無くなったことによる売上増で1億円もあって何か大変なことになっています。実際はショッピングセンターが無くなったことによる売上増だということです。場所選定の混乱のことが拍車を掛けているのではないかと思います。地元産野菜等の直売所の成立要件はあくまで、「農業振興」「地産地消」でなければならないと思います。周辺の店舗不足、土産物販売と混同してはならないと私は考えます。これらは別途で考えるべきかと考えております。

そしてこの問題というのは、鮮魚についても同じことが言えると思います。午前中にも同僚議員からも質問がありましたが一本釣り、あるいは郡部において個人で釣りを行っている人々がおられます。隠岐のスーパー、民宿の魚は大半が境港からのものになっています。こういった一本釣りなどの魚は、野菜同様、流通先をきちんと整備することによって、島内で販売することが可能と思われれます。ある一定の条件を付与してタグ付けし、例えば“浜田のどんちっち”とか、“あじ”とかありますが、ブランド化も可能ではないかと思います。

これらを整備して、平か城北町あたりの町有地を使って、本土でよく見られる道の駅や直売所的なものを作る必要があると思われれます。年金の足しになるお年寄りにとっても良し、地元のを安く手に入れられる町民にとっても良し、農業生産者のレベルアップにも良し、食糧自給の意味でも良しだと思います。

こういった社会インフラをきちんと整えるのが町の役目だと思います。戦略性の高いインフラ整備こそ、国境離島新法及び地方創生法を活用して整備すべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問三点目の「農業振興に関して島内直売所のあり方についてどのように考えているのか」とのご質問ですが、まず、西郷港周辺にあります直売所につきましては、設置場所の選定も含め、構成員の皆さま方の意思決定により運営をされておられますので、町としての意見は差し控えさせていただきたいと思えます。

また、議員よりご提言をいただきました「比較的内陸地に、駐車場も完備された道の駅や直売所的な施設を整備すべき」についてであります。本年3月に策定されました「第2次隠岐の島町観光振興計画」の基本施策の一つとして「道の駅整備事業」が位置付けられているところであります。この度、ご提言いただいた内容につきましても、事業実施に向けた検討の過程において議論してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（石橋雄一）

昨日のNHKの6時10分からの放送で「あんき市場」が取り上げられておりました。非常に隠岐の島にとって「地産地消の売り場」で好調で良いことだという論調で番組が作られておりましたが、実際には先ほど述べましたこともあるのですが、かなり公共性が高い、私企業といえども公共性の建物ですので、町もこの辺りはちょっと気を使っていただいで取り組んでいただきたいということが一つと。

先ほど来、質問の中で述べております建物を建てる時の目的、ターゲット、これについては絶対に外してならないというふうに私は考えております。土産物を売るのではなくて、まず“農業振興”と“地産地消”なんだということを念頭において、この「道の駅構想」を実現させていただきたいと思えます。私の意見として、これで質問を終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、石橋雄一議員の一般質問を終わります。

次に、7番：池田賢治議員

○7番（池田賢治）

通告いたしました、一般質問の件について町長の考え方をお聞きしたいと思えます。

昨年10月16日に執行された隠岐の島町長選挙において町長に就任し、町政を担当して1年を迎えようとしておりますが、改めて“まちづくり”のための町政施策に対する三点の事項についての町長の取り組み状況をお伺いしたいと思えます。

第一点は、産業振興・雇用の確保施策であります。

町長は、本町にあっては第1次産業を再生していく中で“まちづくり”をすることを基本

と考へ、個人企業者への拡大、支援は更に力を傾注し、改めて雇用の拡大を図る上からも、生産活動をはじめ企業化を積極的に進め、会社組織の中で雇用を確保していく。そのためにも初期投資をはじめとする支援の充実、企業活動の育成、強力な連携等を進める考へであると提言しております。“まちづくり”の経済対策において企業と島根大学そして地域が連携して本町のものづくり等の活性化を図るべきと考へるが、具体的にどのような施策を考へておられるのか、お伺いいたします。

第二点は、社会保障関連の施策であります。

施策の中でも最優先施策は、子育て・教育など子どもへの支援の充実であり、子育て施策は子育てグループへの集う場所、組織化への支援、民間企業との連携による子育て制度の充実、そして7,000万円が必要となる給食費の無料化を視野に入れた取り組みを行いたい。

また、高齢者への施策については、地域活性化のためにも高齢者がグループで身の回りにある換金作物を栽培することにより、生き生きと暮らせ予防医療につながる活動への支援を早期に実施すべき施策と考へているとのことであるが、どのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

第三点は、観光・交流施策であります。

これまでに取り組んできた施策の再点検を行う中で、ジオパークを核に各景勝地をはじめジオ資源の整備は言うまでもなく、訪れる方々に声掛けをし、本当の意味の“おもてなし”を行うためにも町民の理解のもと環境を醸成することに努めると明言しております。

また、港周辺をはじめとする“まちづくり”は、町の最重要課題と認識しており、隠岐の島の玄関口にふさわしい利便性のある周辺整備に取り組みながら、城山周辺の整備を実施し、園地整備にとどまらず、かっぱ遊覧と連携した観光資源として活用し、西郷港から西町の街並みを“街歩きコース”として更なる整備を図るとのことであるが、どのように進められているのか、お伺いいたします。

町長は、昨年12月議会の所信表明において、隠岐の島町の今後の厳しい財政状況を理解する中、子や孫へ時代を引き継ぐためにも10年先、20年先を見越した“まちづくり”をしなければならぬと強く感じ、誰もが胸を張って「隠岐の島が好きだから」と言える“まち”にするため、その進むべき道を定め、次世代へつなげる“まちづくり”の大胆な施策を実施したいと表明しておりますので、以上三点の施策の取り組み状況について考へ方をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の池田賢治議員のご質問にお答えします。

まず、一点目の「産業振興・雇用の確保施策は、具体的にどのような施策を考えているのか」についてであります。議員仰せのとおり、雇用の安定また拡充につきましては、企業や個人事業者との強力な連携によりまして、その活動を充実させることにあると考えております。これらを推進していくためには、商工会や金融機関との連携が不可欠であり、昨年度におきましては「産業競争力強化法」における「創業支援事業計画」の認定を国から受け、また本年3月議会におきましては、「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定させていただきました。今後はこれらを具体的に実践していくための実施計画づくりを官民が協力し合いスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、従来から実施しております「新規学卒者の地元就職を促進する事業補助金」につきましても、平成27年度からは、短大、大学卒まで対象者を拡充し、雇用の確保に努めているところであります。

“まちづくり”の経済対策における島根大学との連携についてであります。包括的連携協定におきましては、「まちづくり」「産業振興」「人材育成」「地域医療の充実」など、広い分野にわたって協定しております。本町をテーマにさせていただいて、若い学生達のアイデアや、調査研究による提案は積極的に受けてまいりたいと考えております。また本町におきましては、島根大学のみならず、4年前から大阪大学の調査研究も受入れております。今後は更に具体的な課題について、相互で取り組んでいき、施策に反映させていきたいと考えております。

二点目の「社会保障関連の施策の取り組み」についてであります。まず、子育て施策についてお答えいたします。

子育てグループへの集う場所、組織化への支援につきましては、子育てグループやさまざまなスポーツクラブの会場の利用について、体育館等の利用料を免除しております。

民間企業との連携による子育て制度の充実につきましては、民間企業も従業員確保が困難な中、仕事しながら子育てや親の介護ができやすい環境を作っていくことは重要なことと考えておりますので、民間企業において、従業員の方が育児休業や子どもの病気のための休暇、資格取得時の休暇等の制度を創設され、代替職員を雇用される場合は、その費用を支援ができないか現在検討を行っているところであります。

次に、高齢者施策の取り組みの中で、身の回りにある換金作物を栽培・販売し、生き生きと暮らせ予防医療につながる活動への支援につきましては、昨年より、関係者の協力をいた

だきながら、ミツマタ栽培の調査研究や、島内に自生するアカメガシワ・クロモジ等を採取し、本土の事業者に向け試験販売を行ったところであり、引き続き高齢者の方々が生きがい対策として活用できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本町では、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が増加し、ごみ捨てや通院、買い物が困難な方、庭の草刈りや手入れができない方など生活に困っておられる高齢者が増えております。一方、労働人口も減少していることから、60歳以上の町民の皆さま方で生活関連の仕事を受け持ってもらえないか、シルバー人材センターの設立に向け社会福祉協議会と共に検討を行っております。

三点目の「観光・交流施策は、どのように進められているのか」についてであります。今年3月に「人情がつむぐ『よかった。』があふれる島」を基本理念に「第2次隠岐の島町観光振興計画」を策定し、観光産業の発展、観光地としての意識改革、観光受地整備、魅力発信知名度向上の4つの基本施策をスタートさせたところであります。

また、西郷港周辺の“まちづくり”につきましては10月初旬から町が作成した「まちづくりゾーニング計画案」を基にワークショップを開催してまいります。その中で城北町から平地区にかけての郊外の町民の生活を支えるまちづくり区域、旧中心市街地で西郷港周辺を含む、まちなみ再生区域の二つのゾーンを設定しており、ワーキングにおいて承認いただければ、それぞれのワーキンググループに分かれ検討してまいります。

西郷港周辺は、観光資源も豊富で「隠岐の島ぶらり散歩」など好評でありますことから街歩きを中心に、町民の皆さまと訪れた方との交流が図れるような“まちづくり”をと考えております。

城山周辺につきましては、手始めに平成30年度から散策道の設計に着手し、町民の皆さまへの啓発を行い、まず、地元の方に知っていただき観光資源として活用できるような園地整備を行っていきたくと考えております。

今後はワークショップを通じて皆さまのご意見を伺いながら、「まちづくり構想」を練り、実施計画を作成してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

〇7番（池田賢治）

再質問いたします。

町長の答弁の中で、私は「取り組んでまいります。」とか「施策に反映させてまいりたい。」とか「今後も取り組みを進めてまいりたい。」という答弁をいただいたわけですが、この質問

といわず過去の一般質問の中でもずっと「取り組んでいきたい。」「検討していきたい。」という答弁がずっときているわけです。

なぜ、そういうことを言うかということ、今までの一般質問の中でも「地方創生」が国で叫ばれてからもう2年半も経っているわけです。そういった中で、私は町長としてこの期間の中に当然、今回の取り組みがどういう具体的なものが出ているかということが、ひとつの施策の中で具体的なものがでるのではないかと、それがまた来年に反映されるのではないかと、というようなことで質問をしたところなんです。

私は以前の一般質問で第一点目の「産業振興」、1次産業を重点的に今後やらなければならないという中で、隠岐の島町のなかの1次産業の根幹となるものを一つ大きな柱を創って、その中に枝をつくって農業・林業・水産・畜産業、そういうものを枝が分かれていくような地域創生にあわせた産業の振興ができないかという質問の中で、前町長は「関係機関と取り組んでいく。」というような答弁をいただいております。

今回の一般質問でも、同僚議員の“まちづくり”これからは行政だけでなく民間の努力も必要だということをおっしゃいます。先ほど、答弁にもありましたように平成26年2月28日に島根大学と協定を結んでおります。「包括的連携に関する協定書」ということで、先ほどの答弁にあったような7項目の連携協力をして行こうということですが、この26年に協定した目的に沿ってこの3年間どのように行政と島根大学と、そして住民、企業の方とどのような話をされてきたのかということをお聞きしたいと思います。

いろんな振興計画とか、そういうもので委員の中にそういう方が入っておられると思いますが、なかなか具体的なものが出てこないということがありますので、第一点のものがどう進んでいるのか、どういう意見が出ているのかお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

島根大学との包括的連携のことでございますが、実際に現場に入っております。地域医療、保健予防、また林業での境界明確化という事業を島根大学の先生と一緒にやっておりますし、少しずつ現場の方で話し合いながらやっておりますが、こういった提言をして、どう話されているかという点につきましては、協議会とか会議を開いているわけではございませんので、その都度現場のスタッフと打ち合わせをして取り組んでいるという状況でございます。

○7番（池田 賢治）

私がこの大学との連携ということをお聞きしたのは、実は今年の9月の新聞の記事

に「地域の稼ぐ力を伸ばす」という大きな見出しが出ておりました。内容は何かというと「ものづくりとか観光をはじめとして国が成長分野を支援する」と、棒読みで要点だけ読みますが「経済成長の成果を幅広く全国に届けるため、地域全体の成長につながる取り組みを政府が後押しをする。来年度予算概算要求では中小企業等、連携支援事業に178億円が計上される。地域経済の牽引役を担う企業が周辺の企業や大学と連携して行う事業に対して政府が補助を行う。これを高めるためには今年の7月31日に施行された『地域未来投資促進法』の枠組みに則って計画を策定して、事業者も対象とする。」という大きな記事が出ておりました。そうすると、今からこの事業を申請するということになるので、非常に遅れてしまいますので、それが今までの「中期創生」の中でこういうものを形をつくっておれば、こういう法案とか事業が出て直ぐそれにおんぶできるというものがあつたわけですので、折角、政府がこういう予算をつくっておりますので、今後も大学との連携、住民との連携を密にして経済政策、経済効果ができるようなものを見出していきたいと思っております。

もう一点は、8月初めに我々も所管の委員会で福井県の高浜町に行きました。本会議の最終日に委員長の方からも行政視察についての報告があるかと思っておりますが、概要をいいますと……。

○議長（石田茂春）

池田議員、再質問でしょう。始めの質問から外れてないですか。

○7番（池田賢治）

産業振興のための例として、ひとつお願いしたいなと思っておりますので。

○議長（石田茂春）

まとめて質問してください。

○7番（池田賢治）

高浜町が、次世代大規模施設園芸事業として農業振興をやっております。これは「トマト」ですが、トマトを年間に300トンぐらいやっているが年間売上が1億ぐらいあるということなんです。これも先ほど私が言ったように根幹となる農業政策、農業振興をしながら、その次には加工品のためのサラダを作ったり、カット野菜を作ったりして販路を拡大してということなんです。

これを「地方創生」が始まってから3年間で軌道に乗っているわけです。そういうふうにならなくてやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（石田茂春）

質問の範囲が広すぎてますので、集中的に。

○7番（池田賢治）

農業振興で、来年度の政府予算に併せた振興はどういうふうを考えておられるのか、再度お聞きしたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

議員ご提言のあった産・官・学の連携交付金事業になりますが、これについてはあくまでも企業ありきでの産・官・学の交付金となります。やはり、企業との話し合い、またそういった情報も一切持っていませんので、今の交付金に限って言えば、もうしばらく態勢は取るための協議は必要かなと思っております。

次に、農業施策等についてですが大手の企業、島外の企業への働きかけ等もしております。集中的に個人経営から企業経営の農業もありきというふうに考えていますので、引き続きそういう取り組みはしてまいりたいと考えています。

もう一点、先ほどお答えをすべきでしたが大学との連携については、今言った現場に入る以外にも人材育成としてのご協力をいただいております。特に、大阪大学につきましては今後、高校生の研修等にも係わっていただけるような話が今進んでおりますので、そういった部分で大学連携との人材育成は更に進めていきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思えます。

○7番（池田賢治）

三点目の観光交流施策の点ですが、町長、「西郷港周辺の整備を“まちづくり”のためにやっていきたい。」という答弁でしたが、以前から言っている西郷港周辺のランドデザイン的なものが何も明確化されない中で実際、西郷港周辺の観光資源も含めて城山周辺を散策道にして行きたいとか、そういうような園地整備をしていきたいということであったのですが、そこはどう進めていくのか、ちょっとはっきり分からないですが、ランドデザインがない中で散策道は作っていくけども、他のところはどうランドデザインが出来るのかということがあるんですが、その辺の考え方をどうでしょうか。伺います。

○番外（町長池田高世偉）

先ほど説明をさせていただきましたが、旧市街地西郷港周辺を含むまちなみ再生区域のワーキングを10月から始めます。それに基づきまして、皆さんのご意見を聞くなかで最終的には31年度までにはランドデザインをきちんとしたものを策定したい。そのようなスケジュールで向かっていきたいと思っております。

城山周辺の散策道ですが、これはランドデザインの西町から街歩きの中にも該当するの

ですが、まずは、今のかっぱ公園からの散策道を城山の麓でという形で。デザインじゃなくてもこれは事業として先にどうしても進めたいというふうに考えております。

○7番（池田賢治）

もう一点、第二点目の町長言われた子育て支援の中で、給食費7,000万円掛かるが給食費を無料化していきたいと、これは新年度予算の中でどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

給食費の無料化につきましては、実施の方向で検討していきたいというふうに申しあげてきましたが、今、話し合いといいますか部内で協議をしております。ただ、全体的な無償か、あるいは実施時期についてまだまだ多くに問題が残っておりまして、今しばらく、全額の無料化、いろんな細かな点を詰めてまたご報告できるときにしたいと思っておりますが、来年度の実施は現段階では出来ないというふうに考えております。

○7番（池田賢治）

町長の「三つの基本施策」がありましたので、これは全部必ず隠岐の島町の“まちづくり”に期待できるものと思っておりますので、今後も期待しておりますのでよろしく。

以上で終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、池田賢治議員の一般質問を終わります。

ここで、皆さまにお諮りします。

本日の会議を午後6時まで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声確認）

ご異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

次に、15番：池田信博議員

○15番（池田信博）

それでは、一般質問したいと思います。

昨年は夢と希望を抱かせる公約を掲げ、見事当選を果たされ一年が経過しようとしています。就任をしてから今日まで町長はどのように「よかったが響くまち隠岐の島」を実現するために、「生まれてよかった」「住んでよかった」「訪れてよかった」、の三点を掲げ今日まで、町長のいう「チーム隠岐の島」の取り組みを伺いたいと思います。

一点目に「生まれてよかった町」にするために、子育てしやすい環境づくりと教育の充実

を挙げています。

子育てグループへの支援はどのようにするのか。

園地整備への支援とはどのようなものなのか、支援はどのようにするのかを伺います。

保育士、介護士、障がい者福祉職員の確保・待遇改善に努めますと言っていますがどのようにして人材を確保するのか、職員の待遇改善をどのように行うのか伺います。

二点目に「住んでよかった町」にするために、人口対策、商工業の振興、農林水産業の振興、地域医療・保健・福祉、安全・安心で快適なまちづくりを挙げています。

商工業の振興については、新たに商業振興地域を設定して取り組むことが重要であると考えています。一人一台の車社会では商業施設を利用する人たちの駐車場の確保が必要となります。場所の設定と面積を考えると土地利用に関する問題が出てくるものと思っております。関係する事業者、関係する団体の意見もしっかりと聞きながら振興地域を設定することが重要であると思っております。振興策、地域設定についての考えを伺います。

農業については新作物の集約栽培等の団地化事業、水産業では漁礁設置による稚魚育成場造成、高齢漁業者の安全操業、独居老人の退院後の一時ケア付き期間限定集合住宅の整備に取り組むと言っています。

退院後の一時ケア付き期間限定集合住宅を整備すると言っていますが、ケアの内容とそれに伴う人材確保・処遇はどのようにするのか、期間を限定した集合住宅の管理を含めた整備計画はどのようにするのか伺います。

三点目の「訪れてよかった町」にするために、観光振興対策、離島交通と交通網の整備、都市交流・国際交流の推進を挙げています。第2次隠岐の島町観光振興計画が策定されました。観光の現状と課題をしっかりと分析しさまざまな施策推進のための事業を実施していかなければなりません。

1. 玄関口にふさわしい利便性のある港周辺の整備に取り組む。城山周辺の整備を実施し、新たな観光資源地として活用する。3. 西郷港から西町の街並みを町歩きコースとして更なる整備に取り組む。4. 地域ごとの道路沿線の環境整備への支援について取り組む。5. 西郷港エリアに総合観光案内所機能をはじめとする施設整備に取り組むと言っています。

西郷港周辺のランドデザインも未だに作成されていません。5つのことに取り組むと言っていますが町長の言っていることの実現については、隠岐の島町の最上位計画をもとに自ら先頭に立ってしっかりと“まちづくり”についての考え方を示し、覚悟をもってリードしていかなければ物事が進んでいくとは思えません。「ランドデザインの作成は所管する課が

中心となって早急に作成する。」と2年前の一般質問での町長答弁です。執行部の多くの皆さんもお聞きになっていると思います。今更ながら遅々して進んでおりません。

町長はランドデザイン作成にどのように関わり何時までに作成するのか早急にタイムスケジュールを作成すべきだと考えます。如何ですか。

8月末に新聞紙上で5回にわたって「おき観光を考える」というテーマで問題点が誌上に連載されました。

宿泊施設のハード・ソフト面の改善から地元食の欠如などさまざまな観点から課題が挙げられました。ハード面についての整備は施政方針で考え方が示されています。事業者の整備計画に対しできる支援はしてください。そこで訪れた方々だけではなく地元の食についても考えなくてはなりません。現在鮮魚の仕入れについて巻き網船団は境港に水揚げをします。したがって隠岐で提供される鮮魚の多くは境港経由で魚種が限定され鮮度の問題や高価格ということにもなります。満足できる食を提供するために、蓄養施設の整備や冷凍・冷蔵施設の整備なくして解決策は見当たりません。

観光振興に重点を置く他の自治体では、蓄養施設の整備を町の責任において実施することです。

観光産業に携わる事業者や関係者との意見交換を十分にして共通理解をし、さまざまな問題を官民一体で克服して観光振興を図るべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

池田信博議員の「よかったが響くまち隠岐の島」の実現に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「生まれてよかった町にする」ための取り組みとして、子育てグループへの支援はどのようにするのかについてであります。池田賢治議員の質問に対する答弁のとおり、子育てグループやさまざまなスポーツクラブが活動の場として利用されます体育館の利用料を免除しております。

二点目の「園地整備への支援どのようなものか、どのように支援するのか」についてであります。本町には、町が整備した都市公園・農村公園・水産公園等がありますことは、ご案内のとおりであります。

遊具や、トイレ等が設置されているところもあれば、未設置の公園もありますが、老朽化により使えないものもあります。まずは、現有のこれらの公園について有効利用していただくために、早急な対応が必要であると考えておりまして、現在、遊具の改修を行っております。

す。新設の遊具につきましては、総合運動公園又は寺の前公園等について、来年度検討してまいりたいと考えております。また、トイレにつきましても、今後計画的に整備しなければならないと考えておまして、まずは、来年度、「子ども議会」で提案のありましたかっぱ公園、港町公園のトイレ整備を計画しているところであります。

議員ご指摘の「整備への支援」につきましては、町が設置している公園以外に、今後、民間の方々によりまして、一体的な公園を計画される場合には、整備方法、管理運営等について検討した上で、何らかの支援が必要ではないかと考えているところであります。

三点目の「保育士、介護士、障がい者福祉職員の確保、待遇改善への取り組み」につきましては、後期高齢者の増加と支える側の減少が今後益々顕著になると予測される中、本年7月の有効求人倍率は1.8倍で昨年の同時期に比べ0.51倍も増加しており、有効求人倍率の状況は全国も同様です。

保育や介護・障がい事業所からは、「職員を募集しても応募者がいない」、「離職者が多い」などの情報も寄せられ、昨年、広域連合が町内の介護保険事業所を調査したところ、職員が25人不足していることや職種によっては平均年齢が非常に高いこと、非正規職員が職員の半数以上占めていること等が分かっております。人手不足の原因は多様であります。職員の給与等が他事業に比べ低いことも大きな要因の一つであると考えており、町といたしましても、町民の皆さまの生活を支える福祉職員の確保と処遇改善への取り組みは、喫緊の課題であると考えております。

保育士確保のための就労奨励金や、保育所や介護・障がい事業所の処遇改善への助成事業について現在実施を検討しているところでございます。

四点目の「商工業の振興策、振興地域設定についての考えは」についてであります。先ほど池田賢治議員のご質問にお答えいたしましたように、城北町から平にかけての区域について町民の生活を支える“まちづくり区域”としてゾーニングを計画しております。

この地域一帯については農地と宅地、商業地等が混在する地域であり、農業生産活動と地域住民の生活環境や商業活動が調和するよう、都市計画区域内、町民の生活を支える“まちづくり区域”のワークショップでのご意見等を参考に適切に判断してまいります。

五点目の「退院後の一時ケア付き期間限定集合住宅の整備」につきましては、現在のところ外部サービス利用型高齢者住宅について整備を検討しております。高齢者住宅には、生活上の相談や安全確保のための世話人を配置し、介護保険サービスが必要となれば、外部の介護サービス事業所を利用していただくことを考えております。また、本町では持ち家で暮ら

す高齢者が多い中、介護保険施設に入所する一步手前の状態の方に移り住んでいただくためには、病院や金融機関、商店等の近くに住宅の整備が必要ではないかと考えております。

隠岐病院におきましても、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が増加している状況から、退院調整に苦慮している状況にあると聞いており、隠岐病院や広域連合とも高齢者住宅整備について協議しているところです。

隠岐病院は、急性期病床として平均在院日数 14 日以内の要件のところ、現在の平均在院日数は 12 日程度となっております。

隠岐圏域の状況や島根県地域医療構想を踏まえて、9 月から入院期間が最大 60 日可能である地域包括ケア病床を一般病床から転換し、リハビリ等を充実させ自宅に帰りやすくする取り組みを始めております。

しかしながら、島根県地域医療構想における将来の必要病床数は現状ベースとなっており、病床数を増やすことは困難な状況であることから、病院といたしましても高齢者住宅等の整備が必要との認識でありますので、引き続き高齢者住宅整備に向け関係機関と連携しながら、できる限り早急に整備が可能となるよう検討してまいります。

六点目の「西郷港周辺のグランドデザインのタイムスケジュールを早急に作成すべき」についてであります。西郷港周辺は、島の玄関口であり、ジオパーク拠点施設を観光の出発点とし、観光を軸に飲食、宿泊の街としての整備を考えております。

現在の予定としましては、西郷港周辺を含む「まちなみ再生ワークショップ」を年明けから平成30年度前半にかけて実施し、皆様のご意見を伺いながら、30年度、31年度で国の交付金等を見据え事業内容を検討し、グランドデザインを31年度中に作成し、平成32年度からは事業開始できるよう計画しており、しっかりとスケジュール管理を進めてまいります。

七点目の「観光振興」についてであります。本町の観光産業を取り巻く課題は山積しており、課題解決に向け、全力で取り組まなければならないことは言うまでもありません。議員ご指摘のとおり、観光産業に携わる事業者や関係者で意見交換を十分に行い、官民一体で観光振興を図ることは極めて重要と考えております。

そこで、昨年度末に策定いたしました「第2次隠岐の島町観光振興計画」を基に、各団体連携のもと事業展開をし、課題解決と目標達成に向かって進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇15番（池田信博）

何点か再度お伺いしたいと思います。

まず新設の遊具については、総合運動公園・寺の前公園について来年度検討してまいりたいというふうにお答えになっておりますが、来年度実施するための検討か、来年度検討してまた次年度ということなのか、お伺いしたいと思います。

次に、民間の方々によって一体的な公園が計画される場合には整備方法・管理・運営等について検討した上でという中で、何らかの支援が必要ではないかと、町長の頭の中にある想定される何らか支援というのはどのような物なのかお答えください。

次に、保育士、介護士、障がい者施設職員の確保、待遇改善への取り組みについてですが、職員を募集しても応募者がいない。この理由としては、処遇の問題であるとかさまざまな要因があると答えられております。

午前中の一般質問で福祉施設に基金というか、積立金が多い所は3億円からあると。この福祉施策の中で従前は措置でやっておったわけなんです、措置の時代には積立金が多くなれば国の監査で指摘され、改善を求められたわけなんです。つまり、お金を貯めることは一定以外はできなかったわけです。それがここ13年ほどの間に3億円も貯めるというのは如何なものかと。まずそこで、職員への処遇をしっかりとしておればそのような問題は起こらないと考えられるわけです、この「人手不足」という。

この処遇改善の課題は喫緊の課題であるとお答えになっておられますが、これ施設に支援しても助成金等々、処遇改善費をやってもなかなか個々の職員まで回らない現状があるわけです。国も2年前ですかそういう取り組みをしたが、一定期間給与、本給に反映するのではなくて、手当で1回、2回というような形での、職場は改善しかできてなかったわけです。そこで、隠岐の島町で考えておられる「職員確保」のための処遇改善への取り組みをどのようにするのか、少し具体的に考えておられることをお答え願いたいと思います。

次に、商業の振興地域の設定であります、今、ゾーニングプランを城北町から平界限にかけてと言っているが、町がしっかりと設定をして取り組むべきだと私は思っているわけですが、これからのワークショップでの意見等を参考に適切に判断していくと言っておられますが、しっかりと設定をするという判断をと理解してよろしいのか、お答え願いたいと思います、

次に、高齢者の退院後の一時ケア付き期間限定の集合住宅ですが、今外部のサービス利用型高齢者住宅というふうにお答えになっておりますが、規模にもよりますが外部で高齢者をどの程度の住宅を想定して答えておられるのか、今考えておられることがあれば少しお聞きしたいと思います。

次に、先ほど申し述べましたが、“食”の問題。ちょっと意見交換する機会がありました時に、宿泊施設で隠岐の島の地元の食材を食べたいのにサーモンがでてきた、とかいう話があったわけです。このようなことのないように、安定した供給ができるようにするために、先の新聞で連載されました「地域は畜養施設を町の責任において整備する。」というふうに言うておられるわけなんです。隠岐の島町としての考え方を午前中の質問でもありましたが、しっかりと整備計画を考えて実施するというようにしなければ、なかなか問題解決には結ばない、結んでいかないと思うわけですが如何でしょうか。

最後に、西郷港周辺のグランドデザインのことですが、2年前からそのようなことを町長が就任する前です。お聞きになっていると思いますけども、やはり遅れているわけです「早急に取り組む」と言うておきながら、その担当課は今の庁舎整備が念頭にあって今の人員では出来ないということも以前聞いたことがあるのです。

今から整備していくと言うておりますが、もう整備するまでに、計画するまでに既に大きいジオの拠点施設等が計画されて実施するようになっているわけです。ちょっと逆ではないかと思うわけで、今からでも少し繰り上げてデザイン計画を整備する考えがあるのかどうか、お答え願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

まず、一点目の遊具の設置についてでございます。総合運動公園と寺の前公園ですが、総合運動公園の遊具につきましては、来年度設置する方向で検討といいますか、遊具の場所、内容等を調整中です。寺の前につきましては、来年度の実施を考えておりません。それまでに来年度、子育て世代のグループ、親御さん達の意見も聞きながらできれば31年度には、寺の前にもいきたいと考えております。ただ、来年度は先ほども申し上げましたように、かっぱ公園のトイレと港町公園のトイレ整備がございますので、まずこれと運動公園というふうに向かっしていきたいと思っております。

また、民間の方がやられます公園の何らかの支援という点でございますが、まずは「宝くじ助成事業」の方にトライしていただく、それが「採択」ができない場合、造成費、遊具なり何らか検討しなければならないと思っておりますが、まずは「宝くじ助成事業」のほうで。もし挙がってきましたら「申請」したいと思っております。

それから、福祉施設、保育所の職員、また高齢者の集合住宅については細かい点がございまして、後ほど課長の方から詳細を説明させていただきます。

それから、職員の助成の考え方については基金という点、今日も高宮議員の方からご指摘

いただきましたが、基金が3億円というようなことも把握しておりませんでした。ただ、私は職員全体、末端までとどく支援をしたいということで考えてきたところであります。

振興地域はもう既にゾーニングは設定されておりますので、平地区から城北にかけてその部分についてワークショップの中で意見をいただくという形になっております。

また“食”の問題については、朝「一般質問」でお答えをいたしましたように、まずは宿泊業、飲食業の方との話し合いの場が設定されておりますので、そこでしっかりと話し合いをした上で何らかの方向性を出したいと思っております。

次に、西郷港周辺につきましてでございますが、もう2年も経っているじゃないかと言うのは十分理解はしておりますが、先ほどお示しをさせていただきましたように30年、31年度まででデザインして32年度と言いますのは、来年度、再来年度はジオパーク拠点施設、庁舎整備がございますので大規模な事業につきましては交付金等の制度もいろいろ調査しながら、32年度以降に実施したいと思っております。

○番外（ 福祉課長 長 田 栄 ）

私の方からは保育士の確保のための就労奨励金や保育所・介護・障がい事業所の処遇改善への、今考えている少し詳しい内容ということでございましたのでご説明したいと思います。

最初に保育士の就労奨励金事業でございますが、隠岐の島町出身だけでは今後なかなか保育士の確保が難しくなってくるのではないかということで、Uターン・Iターンの方も保育士に応募していただけるように、町内や民間の方の保育施設に就労する場合はいくらかの奨励金という制度をつくらせていただいて、各個に勤めて待機児童が起きないような形が必要ではないかというふうに考えております。

介護や障がい事業所の処遇改善関係については、7年、8年前から国の方では処遇改善加算という制度が設けられております。そういった中でも例えば、介護を直接処遇する介護職に対しては補助事業の対象ですが事務員や相談支援員、調理員は、介護と障がいの事業所はちょっと違うのですが非該当の対象職員もいらっちゃって、なかなか加算制度に手を挙げていない事業所もあると把握しております。そういったことで、町としては非該当の職種、対象の仕事に携わっている方について町がいくらかの支援をして、全体の底上げができないかというふうに今、検討しております。

高齢者の集合住宅でございますが、今考えておりますのは広域連合と一緒に相談しておりますが、大体入居10人ぐらいをまずは考えてみようということで検討をしております。

以上です。

○15番（池田信博）

何点かお聞きしたいと思います。

処遇改善について、福祉課長から説明があったわけですが、町長は職員末端まで一人ひとりに支援がとどくようなものを考えているということなんですが、これ非常に難しくて施設側としっかり協議して、その給与規定の中にそのようなものを入れないと末端までとどき難いということが考えられますので。課長の説明では直接介護とかいうようなことでありましたが、それが事務員であるとか、給食に関係する方であるとか、末端までとどくように考えていっていただきたいと思いますし、その町長が言う「末端までとどく支援」ということについて具体的に考え方をお聞きしたいと思います。

それと、振興地域の設定についてはもうゾーニングが出来ていると言いながら、私は規模等も含めて意見をしっかりと聞いて、面積も含めて町がやはり、この地域は商業地域としてしっかり頑張ってもらいたいというような物も含めて、町が設定すべきというふうに考えておりますので、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

そしてランドデザインについては、タイムスケジュールを前倒ししてという話をさせていただいたのですが、町長は答弁されているように32年からは事業開始できるように計画すると言っておられますが、それが前倒しできないものなのかどうか。これもずっと課題だったわけです。この「西郷港周辺整備」は、それが今岸壁がああいう形で改修するのに2年も3年もかかるという状況の中で、しっかりと今のうちに計画を作成して取り組むべきだと思っておりますし、今一度お答え願いたいというふうに思います。

○番外（町長 池田高世偉）

処遇改善の大変困難な部分があるよというご指摘、ご提言でございますが、これはあくまでも末端までというのが基本方針でございますので、事業所の調整を図る以外に解決の方法はないと思っておりますので、十分な事業所との調整を図るとしか今はお答えできないと思っております。

二つ目のゾーニングにつきましては、私が既に設定してあると言ったのは、城北から一体にかけて全体的なゾーニングがしてありますので、その中でワークショップの中で商業地域、ここは絶対いじったらいけない農用区域というような形で意見交換したいということです。ですから、あの地域という大幅なゾーニングは組んであるという意味合いでございます。

そしてランドデザイン、ご指摘は十分わかっておりますが、ひとつには国の交付金についての調整が30年、31年度でしかランドデザインについてはできませんので、国の交付

金の活用を踏まえた上で32年度から実施したいということと、今ご指摘がありました西郷港周辺整備が早くて31年度の完成でございますので、それらの事業の兼ね合い。また、先ほど申し上げた、町の施設の関連から急がなければならないですが、事業実施は32年からというふうに計画的にやっていきたいと思っております。

○15番（池田信博）

最後に、ゾーニングは大まかな地域は設定している。その中で意見聴収をして設定することですが、私が念頭においているのは、農業振興地域であるわけなんですけどその中で何千平米もというような商業振興地域が設定できるのかどうか、ということも含めてお聞きしたいと思っておりますので、最後にそういうものも含めてという考え方であるのかどうかお聞きしたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

再々質問といいますか、質問でございますが、農業振興地域でございますして議員ご指摘のとおり、なかなかハードルが高い地域でございます。その中であって、どの程度の面積が商業地域として活用できるかという点は除外申請等の問題等もございますので、今後更に綿密に詰めていきたいと思っております。

○15番（池田信博）

終わりたいと思えます。

○議長（石田茂春）

以上で、池田信博議員の一般質問を終わります。

ここで、16時25分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 16時15分）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 16時25分）

一般質問を続行します。

次に、9番：前田芳樹議員

○9番（前田芳樹）

それでは、早速質問に入ります。

まず、一点目、観光振興策の見直しについてでございます。

8月ジェット便航空路維持のために人為的に搭乗率を形づくって来ましたが、これからは

原点回帰で観光客誘致のための根本的な要素の改善対策に取り組んでどうか、という点についてお伺いします。

前置きしておきますが、決して現在までの8月ジェット便航空路維持対策を否定するものではありません。これまで官民あげて対策に取り組んできた関係者の方々には敬意を表します。

ただ、これからのこととして、この辺で少し原点回帰して見直してみてもどうかと思うところがあります。人為的ではなく自然発生的な搭乗需要の喚起をするために申し上げたいと存じます。

8月のジェット便の運航を継続させるためには、航空会社が採算点を超えることが至上命題としてまず先にありまして、県と町の多額な補助金を使って搭乗率の確保に躍起になってきました。この方法のお陰で空路の維持がなされてきましたが、おのずとこれには限界もあります。

東京直行便を持つ石見空港でさえも同様の方法で地元関係者に「乗って下さい」、「乗って下さい」とお願いしているそうなのですが、隠岐も石見も平均搭乗率80%を超えることは至難のようでもあります。人為的に無理を押し作り出した搭乗率では無く現状の水準を維持しつつ、ジェット便を継続させるには今後どうしたら良いのだろうか。と考えてみたいのでございます。

隠岐・出雲間は、有人国境離島特措法での運賃低廉化が実現したことと航空機が小型で搭乗需要に見合っているようですので、一定の搭乗率は維持していけるだろうと思いますが、隠岐・大阪間は7月下旬から8月お盆過ぎの期間中は一定数の帰省客もあって中型機が欠かせないわけです。人口減少時代にあっては帰省客数は次第に減少傾向になるはずですが。そうすると観光客の誘致への比重が高くなるはずでもあります。昭和45年から50年頃の空前の“離島ブーム”の時の水準までは無理だといたしましてもこれまでの方法に見直しを掛けて観光客の誘致に可能な手段を取って行くことはますます必要になってくるはずだと思います。

そこで、観光客が隠岐に求めて来るであろう動機ですが、根本的な要素の改善項目をいくつか挙げてみたいと思います。

その動機1ですが「隠岐に行けば、年中、新鮮な魚が安くてたくさん食べられるだろう。」と思うわけです。観光旅行客の動機で一番は料理ではないでしょうか。島には豊富な魚介類があるのに活かさきってはいません。大阪で先だって「隠岐の白バイ」を売りにしている店に行って食したが鮮度が落ちていて全く話しになりませんでした。やっぱり隠岐で食しても

らうのに限ります。また、島後よりも島前の海鮮料理は質・量ともに良いようです。本町には、白イカ・白バイ・蟹・サザエ・アワビ・黒マグロ・を始め、四季を通して安くて新鮮な素材が溢れているにも拘らず活用できていないのは供給体系と料理提供に課題があると思います。

年間を通じて材料を旅館組合やホテルに供給できるような冷凍貯蔵施設・蓄養施設・活魚水槽などを整備して、例えば定置網はエアーポンプをつけて活魚を持って帰ったり、巻き網は境港へ全部降ろさずに島で必要な量だけを持ち帰るとか、沿岸漁業者の釣った白イカは冷凍しておく、白バイやサザエは蓄養しておく、漁協などに水揚げされたばかりの四季の魚を観光業者が今以上に浜値で買いやすくする。そうして旅館組合やホテル向けに安くて安定的に供給できる体系を整える。料理提供は、民間事業者は利益追求とともに質・量を低下させざるを得ないようだから、観光客に提供する場合の料理には1食当り幾分かの素材費助成をすとか、良い海鮮料理を出すよう奨励策を講ずる。そうして、関西や関東で隠岐の海鮮料理を今より大きく宣伝して売りにしてはどうでしょうか。勿論、隠岐の黒毛和牛も売りにするだけの価値が十分にあります。

空港利用促進事業の予算を幾分振り向けるなりして、海鮮料理の素材供給体系の整備と料理の改善奨励策を一考してはどうでしょうか。お伺いをいたします。

そして動機の2つ目「風光明媚な美しい島の景観を見たい。」と観光客は思うわけですが、世界ジオパークに認定されているほどだからさぞや美しい島の景観だろうと期待して来てみたら、幹線道路の道端は草ぼうぼう、目にする海岸には漂着ごみが散在する、観光スポットのトイレが洋式水洗化されていなかった、360度の眺望が開けたような場所は無かった、ローソク島遊覧船は時化で欠航して写真のような情景は見られなかった、期待したほどではなかった。そしてタクシー運転手さんの話によりますと、ジオパークの特異な地質や組成を目的にして来るお客はほとんどいないとも言います。観光客が「また来たい。」とは思わなかったというのが多いのではないのでしょうか。

対策としては、町の除草班をより充実させて県と連携しながら道端の草を刈り、必要な箇所には防草コンクリートを施工すとか、夏の間はいつも路端は綺麗にしておく。観光客の目につく海岸の漂着ごみは町が7月初旬までには綺麗にしておく。下水道の整備ができたところからトイレの洋式水洗化をしていく。ローソク島観光はこのスポットを開拓してきた遊漁船組合との協議をしつつ、いつか将来には口径3m程度の細いトンネルを約300m掘ってトロッコ列車を直前の海岸まで走らせていつでも見えるようにしてこのスポットを更に開発す

る。大満寺山の頂上までロープウェイを設置して紅葉と全方向の眺望が見えるようにすると
か、島の東側海岸では日本海のさえぎる物のない弧を描く水平線から昇る朝日を眺め、その
日の夕方には西側海岸で竹島方向の日本海に沈む“だるま夕日”を眺めるスポットを整備す
るとか、考えてみてもよいのではないのでしょうか。

美しい島の景観保持と、本土の観光地に較べて比較にならないほど遅れている観光スポッ
トの整備に一段としっかり取り組むべきではないか、お伺いします。

動機の3ですが、「郷土芸能を見たい。」というのがあろうかと思えます。

しげさパレードは島民だけでやらずに、観光客の多い時にやってはどうかと思うところ
でございます。

観光振興のための踊りのパレードは、おおよそどこでも観光客を呼び込むために観光客の
多い時期にやっているのではないのでしょうか。郷土芸能の伝承の範囲にとどまってしまっ
ているかのようで、非常にもったいないと思うところです。5月の連休を外しているのなら、7
月・9月・10月の方が外向けのイベント効果は期得できるのではないですか。しげさ節全国
大会に、遠方から三味線を抱えて来てくれる方々に対する大会終了後の交流会が今年は取り
止めになったそうですが、理由はいずれにしても、小さいことのようにも最低限の歓迎態度
は示すべきではないかという関係者の中からの声もあります。郷土芸能の対外振興策をより
進めるべきではないのでしょうか。お伺いをします。

動機の4ですが、「土産物を買いたい。」と観光客は思うわけではありますが、分散して小規
模な土産物売り場はあるわけですが、特産品を集めた大きな売り場はありません。松江駅や
伊丹空港などのような規模はお客の数からして当然無理でございますが、土産物店が集合し
て1箇所で見比べながら選べて観光客に対応できる場所があれば良いのではないか。お伺い
をします。

たくさんある要素の中で、以上4つに対する町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の前田芳樹議員のご質問にお答えします。

まず、「人為的ではなく自然発生的な搭乗需要の喚起を」というご提案であります。現在、
我が国を取り巻く観光産業の状況は、国内旅行あるいはインバウンド対策につきましても、
熾烈な誘致合戦が繰り広げられ、大変厳しい業界であることはご承知のとおりであります。
その中で、他地域との差別化を図り、少しでもたくさんのお客様においでいただき、その結
果として確実な経済効果を生むことを目的とし、各地の観光地が知恵を絞り、懸命に施策を

展開しているところです。

したがって、「黙っていても人が来る」という観光地はほとんど無く、逆に地域を挙げ、一丸となった誘致活動を展開しない限り勝ち残りはないこと、これは航空業界も一緒でありまして、厳しい航空業界での地方空港同士の路線確保という熾烈な競争があることをご理解いただきたいと思います。

では、分割質問一点目の「観光客誘致のための根本的な要素の改善対策に取り組んではどうか」とのご質問にお答えします。

まず、一点目の「海鮮料理の素材供給体系を整備すべき」についてでございますが、西尾議員からのご質問にお答えいたしましたように、島外からお越しになる皆さま方に、地元の新鮮な素材を四季を通じて美味しく食していただける仕組みが出来れば、本町の魅力アップにもつながると考えております。

その実現に向けて、まずは、島内の宿泊施設や飲食店を営んでいる皆さま方との話し合いの場を速やかに設定し、これは朝も申し上げましたが既に設定はされております。皆さま方がどのようなお考えをお持ちであるかを把握することと、その結果を踏まえ、特殊冷凍機器や畜養施設を保有している島内の事業者に協力を仰ぎ、宿泊施設等への試験的な提供を行いたいと考えております。

観光のお客様にご提供する料理への素材費助成、あるいは料理の奨励策を講じるというご提案でございますが、このことは航空機対策のみならず、観光振興施策として検討するものであると思います。過去にも「隠岐の岩がき」のブランド化を図る目的で、宿泊施設での料理追加等の助成事業を実施したことがありますが、需要と供給のバランスや供給方法の課題も多く、継続には至っていないのが現状であります。しかしながら、県補助金を活用し、「地場産素材による食事メニューの開発講座」の実施や「朝ごはんプロジェクト」等、改善を図ろうとする宿泊施設での実践的な取り組みを展開する一方、地元の食材をフルに活用した「ご島地グルメ」の開発と積極的なPRも行っているところであります。島内宿泊施設あるいは飲食店が当地の新鮮な食材を活かした料理でおもてなしできるよう取り組んでおります。

二点目の「美しい島の景観保持と観光スポットの整備」についてでございますが、島内の美化につきましては、各地域の皆さまのご協力もあり、除草をはじめ、清掃活動は継続的に行われており、数年前と比べますと改善が図られていると認識しております。道端の除草作業につきましては、県との連携を図り、幹線道路を中心に計画的な作業を実施していますが、ジオサイトについては山奥で幅員の狭い林道も多く、適時な除草が追い付かないのが現状で

あります。その中でも、関係者からの情報が入れば、速やかに処理するよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。

公衆トイレにつきましては、利用頻度の高い箇所から計画的に改修工事を行っているところであります。ローソク島遊覧については、ご指摘のとおり荒天時には見ることができず、ご期待に応えられないことがあります。しかし、これも自然が相手のことで致し方ないことであります。但し、その代替え策として、欠航時のプラン提供も重要になりますし、「次に来られた時は必ず見てください。」と積極的なリピートを促す心配りが大切だと思っています。マイナス思考になりがちではありますが、ここは、プラス思考でポジティブに対応していくことが必要かと思えます。

トロッコ列車やロープウェイの構想のご提案がありますが、「船でしか見るできない神秘的なローソク島」、「希少な動植物に触れながら体感する大満寺山の山頂」はそれぞれに大きな意味を持ち、むやみに人間の力で開発することの是非を今一度考えなければならないと存じますので、現在のところ、その計画はございません。

三点目の「郷土芸能の対外振興策」についてであります。島まつり「隠岐しげさ踊り」は本年で47回、「隠岐しげさ節全国大会」は第32回を数える伝統的なイベントであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、観光誘客を目的とするイベントであります。島外からの参加者が伸び悩み、本来の目的を見失っている感があります。このことは、実施主体であります「島まつり実行委員会」で十分な協議を重ね、貴重な観光資源である「隠岐民謡」を有効に活用した誘客イベントとなるよう、また全国に情報発信できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、「土産品店の集合施設」についてのご提案についてお答えします。ご来島のお客様の心理といたしまして、「お土産は帰る前に買いたい」という方が多く、本町では、隠岐汽船ターミナル及び隠岐世界ジオパーク空港ターミナル内の売店の人気が高くなっています。議員のご提案の意味も理解できますが、町内にはお土産を扱っている商店も複数ありますので、町が主導で集合施設を整備することは難しいと存じます。但し、地元特産品の購入を促すためのソフト事業等には積極的に取り組む必要があると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇9番（前田芳樹）

少し不明瞭であったと思います観光スポット整備について、少し再質問をさせていただきます。項目に対応した丁寧な答弁だとは感じました。

観光産業では、全国的に熾烈な誘致合戦が繰り広げられて大変厳しい業界であることは、誰もが承知をしているところだと思います。その状況下でもさまざまな局面に対しまして、「プラス思考でポジティブに対応していく。」と言っておられることは評価をしたいと思えます。

ただ、その中で一つ伺いたいのは、その中の文言の中で「船でしか見ることのできない神秘的なローソク島」と言われましたが、果たしてそうでしょうか。船でしか見ることはできないというのは現状ですけれども、この既定概念に捉われているように私は感じます。

例えば、ローソク島の直前にある海岸に出ることができれば、夕日が季節によって移動しても年中写真のような情景を見ることが出来ます。また大満寺の山頂、大きな魅力があるからこそ、例えば活用する方法はどうなのかと言っているつもりであります。磨けば輝ひかる、大きな魅力と価値があるからこそ他地域との差別化ができて、そして島の魅力アップにつながることも具体例として申し上げたつもりでございます。

「現在のところその計画はございません。」と言われましたが、当然のことで、私はいつかの将来にはと申し上げているところで、これからのことですね。長期的な視点が必要ではないでしょうか。大きな価値があるスポットを大きく活用していく、本町の観光振興の将来を考える時に思い切って考えることが大事だと思うのです。

島を訪れる観光客の期待に耐え得るほどの観光スポットは、島内にどれほどあるのだろうかと思ってしまいます。先を見て大きく踏み出さないと置いてきぼりになろうかと思えます。

そこで、本土の観光地に比べて比較にならないほど遅れている観光スポットの整備に大きく取り組んでいく考えがあるのか、ないのか、今一度、一言お聞かせ願いたいと思えます。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員おっしゃるとおり、長期的視点にたった整備、この点につきましては同じように思っております。

ただ、どこの箇所もそういったことがやっていいのかという点でございますか、折角、発想として面白いご提案をいただいたのですが事例として、大満寺のジオサイトとしての分には手を入れていいのだろうか、またローソク島についても経済的な部分もでございます。その点は少し質問の中でも遊漁船の方と話し合いというふうに触れておりますが、逆に不便だからこそ「見たい」、そういった売りもあると思っておりますので、折角のご提言のこの2か所については長期的な視点にたった上でも、今のところ考えておりませんのでご了承願いたいと思えます。

○9番（前田芳樹）

次に進みます。

二点目の FRP 漁船の廃船処理対策についてでございます。

各漁港周辺に溢れています FRP 漁船の廃船処理に早く対策を講ずるべきではないでしょうか。

特殊な素材で専門業者に依頼しなければ処理ができません。高額な処分費がかかるので放置状態の FRP 漁船が島内の各漁港周辺に多数あって景観も害しています。これまでも再三に亘って助成要望と指摘が町に寄せられてきているはずだと思います。ようやく町は実態調査を始めようとしているようですが、できるだけ早く処理に対する助成措置を講ずるなり漁港の機能回復と景観保持を促進させては如何でしょうか。

もとより、所有者責任が大原則の範疇にあります。かつての漁業者の多くが高齢化で引退しましたが国民年金暮らしで高額な処理費の負担は重荷になって、ついつい放置状態になっているようでございます。

また、大きな廃船も結構多くあり数百万円かかるものもございます。漁港の岸壁などを占拠して漁港の機能を低下させてもいるわけです。もはや、行政上の課題にまでなってきた状態ですので、適格な対応措置が必要だと私は思います。

今後の対処方法とスケジュールをどうするのか、町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

分割質問二点目の「FRP 漁船の廃船処理対策について」のご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、廃漁船は、漁港はもとより道路端などにも放置してあり、漁港本来の機能低下や景観を損ねる等問題化してきており、この内、特に FRP 船はその処分が町内ではできず本土での処分となるため、漁業者の方々にとりまして多額の費用負担が発生することは承知しているところであります。

このことから、本町といたしましては、本町の漁業者で組織される「隠岐の島町漁業集落」や「漁業協同組合 JF しまね」などの関係機関にご協力いただき、今年中に、各漁港に放置してある FRP 製廃漁船の実態調査を行う予定としております。

今後につきましては、今年度の実態調査の結果を踏まえ、速やかに本町としての支援措置を検討してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（前田芳樹）

終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、前田 芳樹議員の一般質問を終わります。

最後に、3番：菊地 政文議員

○3番（菊地政文）

まず、始めに「木質ペレット事業の推進について」伺います。

この事業は特に注目度が高く、反対に非常に心配している部分が多分にあると思います。運営するに当たって、地域の資源、資金、ノウハウを活用しながら持続可能的に発展していくために、地域内連携中核としての地域金融機関の事業支援が必要と思う。これまでも制度融資の実施などを通じて、地方自治体と地域金融機関の連携は行われてきました。しかし、現在求められている連携はより深くより広範囲なものである。

木質ペレット事業に対して自治体へ金融機関の支援策がある。例えば、地域金融機関が自治体向けのセミナーを開催したり、自治体に金融機関の職員を派遣したり、自治体職員の出向を受けてトレーニングするなどの対応策が考えられる。

今後、木質ペレット事業について地域金融機関のアドバイスを受けてみる必要があると思われる。自治体も金融機関も地域の企業や経済をよくしたいという点でベクトルの方向性は完全に一致している。更に、地域で活躍する税理士や中小企業診断士等の専門家も同じである。

そうした「地方創生の同士」の間での地域内連携を強化することは、ノウハウの地域内循環であると思います。資金や資源に加えてノウハウの地域内循環による地方創生の実現の鍵は地域金融機関と自治体との連携と思われませんが、町としての今後の取り組みについて、町長にお伺いしたいです。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の菊地政文議員のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「木質ペレット事業を推進するために地域金融機関との連携を強化すべき」とのご質問ですが、議員仰せのとおり、近年、地域金融機関につきましては、従来の預金・融資の基本的業務に加え、金融機関が保有する多様なネットワークを活用し、新事業の開拓支援、販路拡充への支援、地方公共団体との連携など、地域経済の活性化を後押しする多岐に及ぶ事業を展開されておられます。

本町といたしましても、地域金融機関の方々には、各種計画等を策定するための審議会・委員会などにお招きをし、貴重なご意見・ご提言をいただいているところであります。

今後、ペレット事業を推進していく過程におきましても、関係者も含めまして地域金融機関の方々に対しましても、事業への協力を働きかけてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○3番（菊地政文）

ペレット事業ですが、ペレット単独で進めて行くのは非常に危険度が高いと、その部分で二枚看板が必要かなと私は思います。執行部側で二枚看板になるようなものを考えているかどうか、お伺いしたいです。

○番外（町長 池田 高世偉）

ペレット事業の損益分岐点も十分計画を持っております。その中で、今後の二枚看板とはいいませんがペレットの製造施設に、また何らかのことにつきましては今は具体的な計画は持ってありませんが、計画を検討していくように担当部署には指示しているところでございます。

○3番（菊地政文）

最初に私が、非常にペレット事業について暗い入り方をしたのですが、注目度が高く反対に心配していることが多いと言いましたが、これは新しい事業のチャレンジなので夢を持つような地域循環型の燃料、外部から仕入れた燃料を地産地消で出来る事業ですので、お金が隠岐の中で回る事業なので、しっかりやっていただきたいと思います。

次に、二点目の「一本釣りの環境基盤整備について」

本町における水産業は、第一産業の総生産額の約9割を占める重要な基幹産業です。県内市町村の中でも漁業従事者の割合が非常に高く、巻き網・かご網の漁業の他、イカ釣り・一本釣り漁業、養殖など多彩な漁業が営まれています。

本町漁業者の漁獲量は県内の全漁獲量の約50%を占め、また、全国有数の水揚げを誇る境港の全水揚げ量の45%から50%を占めています。

しかし、近年の全国的な魚価の低迷による後継者の不足など、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、有効対策を講じなければ本町の水産業は衰退し、地域経済に多大な影響を与えることが懸念される。

近年、特に一本釣りを始めとする沿岸漁業が減少しており、資源増を図る取り組みが強く求められています。漁礁の整備は、魚資源の増加に大きな効果があることから、地元の要望を考慮しながら積極的に国・県に設置を働きかけるとともに、小規模漁礁の設置を更に推進すべきではないか。

高齢者の漁業者でも近場で安心して操業することが可能となるような漁礁の整備、築磯等による藻場の生育環境改善及び漁港施設の効率的な整備、水産基盤の環境づくりを推進することが必要と考えますが、町長にお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

二点目の「一本釣りの環境基盤整備を図るため、小規模漁礁の設置等を更に推進すべき」とのご質問についてであります。申すまでもなく、本町の水産業は、県内屈指の漁獲量を誇り、また、本町経済の基盤を形成する産業として今日に至っております。

一方、漁業者の方々が漁労活動を行うことは、単に島の経済を支えることに留まりません。昨年4月に成立した「有人国境離島新法」の目的に謳われておりますように、本町の漁業者の皆さま方が海に出ることによって、日本の領海が守られているという、極めて重要な役割を担っていただいているところであります。

私といたしましても、その中核を成す沿岸漁業者の方々が、いつまでも漁労活動を続けていくことができる環境づくりを進めていくことは、大変重要なことと認識しているところでございます。

今年度、高齢者の方でも安全に操業ができるよう、本町が事業主体となり浅海へ小型漁礁を設置するための調査設計を行うよう予定としていましたが、島根県と協議した結果、島根県が現在進めております「水産環境整備事業」の事業として、小型漁礁の設置はもとより、磯焼け対策としての藻場造成工事等を一体的に整備していくこととなりました。

なお、今後、設置場所や整備方法等、事業計画の策定に当たりましては、現地調査や各地域からの要望に配慮し進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○3番（菊地 政文）

今、答弁いただいた、漁礁・藻場の整備、これは平成27年度山口県と合同で島根県が「環境整備事業」、漁礁に対しては18億円、藻場造成に対しては5億円、これを予算化して順次行っていると思われ。但しこれは、島前・島後各年順番的に漁礁を入れていることであり、隠岐の島町単独の事業が考えられないものか、町長にお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

本町で独自に小規模漁礁設置が考えられないかというご提案、ご質問でございますが、県との今の事業、「環境整備事業」これは平成28年から平成37年度まで本町分だけで7億3,000万円が予算化されるというふうに向っておりますので、県と合同で県事業として取り組んで

いきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○3番（菊地政文）

その辺の棲み分けが私も理解できなくて、県の事業について支庁に行っているいろいろ話したのですが、非常に町と県とのこの事業に対しての情報共有というのが、非常にさみしいなど思っている部分があったりしましたが。

先ほど町長が言われた7億3,000万円、ちょうど13億円がありまして隠岐の島町が7億3,000万円、島前が6億7,000万円ぐらいですかね。そういう交互にやっていますので、38年度までの計画中にオリジナル、単独に漁礁整備、環境づくりができれば。しつこいかもかもしれませんが、隠岐の島単独の事業を進めることが将来にたくさん魚が獲れる部分、一本釣りの漁師の生活の安定につながると思います。いかがでしょうか。

○番外（町長池田高世偉）

この近海での漁礁設置につきましては、従来の大型漁礁設置から島根県も我が町も方針を少しずつ転換して、高齢者が安全に操業できる漁礁設置をしてまいりたいというふうに考えております。

7億3,000万円の県費、県事業がございしますが、全く町独自で考えられないということではございませんでして、調査も踏まえて可能なことであれば県との事業の併用も考えていきたいと思っておりますが、現在予算化できているのが10年間で7億3,000万円ということとして理解いただきたいと思えます。

○3番（菊地政文）

それでは、三番目の質問「地域おこし協力隊の増員について」

少子高齢化が進む各集落では、地域行事の開催や空き家、地域活動における課題などさまざま見られます。こうした集落のいろいろな課題に向けた対策また、定住対策に地域おこし協力隊の数をまだまだ増やすべきと思われれます。

今後の増員については、今までの前例にない特化した分野、場所、仕事場、例えば福祉、医療、介護、教育、農業等や各支所単位の配置の壁を取り除いたもう少し小さなエリアで協力隊の支援が必要と思われれますが、町長はどうお考えでしょうか。

○番外（町長池田高世偉）

質問三点目の「地域おこし協力隊の増員について」のご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、この制度は総務省が推進している移住施策であります。本町におきましても、平成24年度に2名を配置してから、現在では6名の隊員を「地域振興」「高校魅

力化」「外国人観光客対応」「特産品開発」など本町の課題解決と任期終了後の定住をイメージしながら配置し、積極的に活動していただいております。

今後の増員につきましては、役場内で実施いたしましたニーズ調査の結果を踏まえ、課題の掘り起しがされており、明確なミッションが示されているのか、また町内民間事業所との連携や起業などにより4年目以降の定住定着が見込まれるかなど、総合的に見極めて判断したいと考えております。それらが町の課題解決と移住施策をうまく融合させる内容であれば、前例の職種にとらわれず、必要に応じて配置を前向きに考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○3番（菊地政文）

それでは参考まで、島前の知夫が現在協力隊10名、西ノ島3名、海士36名をお知らせして質問を終わりたいと思います。

○議長（石田茂春）

以上で、菊地政文議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日9月15日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

（散会宣告 17時18分）

以下余白